有価証券報告書

(金融商品取引法第24条第1項に基づく報告書)

事業年度 (第11期) 自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日

株式会社ソフトフロント

札幌市中央区北9条西15丁目28番地196

(E05297)

表紙			
第一部	部	企業情報	1
第1		企業の概況	1
	1	. 主要な経営指標等の推移	1
	2	. 沿革	3
	3	. 事業の内容	4
	4	. 関係会社の状況	4
	5	. 従業員の状況	4
第2		事業の状況	5
	1	. 業績等の概要	5
	2	. 生産、受注及び販売の状況	7
	3	. 対処すべき課題	9
	4	. 事業等のリスク	10
	5	. 経営上の重要な契約等	13
	6	. 研究開発活動	13
	7	. 財政状態及び経営成績の分析	14
第3		設備の状況	16
	1	. 設備投資等の概要	16
	2	. 主要な設備の状況	16
	3	. 設備の新設、除却等の計画	16
第4		提出会社の状況	17
	1	. 株式等の状況	17
		(1)株式の総数等	17
		(2) 新株予約権等の状況	17
		(3) ライツプランの内容	19
		(4)発行済株式総数、資本金等の推移	19
		(5) 所有者別状況	19
		(6) 大株主の状況	20
		(7) 議決権の状況	20
		(8) ストック・オプション制度の内容	21
	2	. 自己株式の取得等の状況	25
	3	. 配当政策	25
	4	. 株価の推移	25
	5	. 役員の状況	26
	6	. コーポレート・ガバナンスの状況	28
第5		経理の状況	31
	1	. 財務諸表等	32
		(1) 財務諸表	32
		(2) 主な資産及び負債の内容	61
		(3) その他	62
第6		提出会社の株式事務の概要	63
第7		提出会社の参考情報	64
	1	. 提出会社の親会社等の情報	64
	2	. その他の参考情報	64
第二部	部	提出会社の保証会社等の情報	65
		[監査報告書]	

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

 【提出先】
 北海道財務局長

 【提出日】
 平成20年6月24日

【事業年度】 第11期(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

【会社名】 株式会社ソフトフロント

【英訳名】 Softfront

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 阪口 克彦

【本店の所在の場所】 札幌市中央区北9条西15丁目28番地196

【電話番号】 代表 011(623)1001

【事務連絡者氏名】 取締役財務・管理統括担当 佐藤 健太郎

【最寄りの連絡場所】 札幌市中央区北9条西15丁目28番地196

【電話番号】 代表 011(623)1001

【事務連絡者氏名】 取締役財務・管理統括担当 佐藤 健太郎

【縦覧に供する場所】 株式会社大阪証券取引所

(大阪市中央区北浜1丁目8番16号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第7期	第8期	第9期	第10期	第11期
決算年月	平成16年3月	平成17年3月	平成18年3月	平成19年3月	平成20年3月
売上高(千円)	744, 427	479, 977	537, 470	961, 970	674, 859
経常損益(千円)	69, 591	△221, 648	△246, 875	44, 750	△171, 892
当期純損益(千円)	92, 976	△271, 464	△249, 425	42, 271	△338, 918
持分法を適用した場合の投資 損益(千円)	_	_	△2, 936	_	_
資本金(千円)	1, 996, 960	2, 354, 258	2, 716, 141	2, 723, 254	2, 742, 915
発行済株式総数(株)	16, 004	74, 536	85, 714	85, 872	86, 272
純資産額(千円)	475, 590	918, 721	1, 393, 061	1, 453, 563	1, 149, 962
総資産額(千円)	854, 136	1, 127, 436	1, 527, 497	1, 644, 753	1, 209, 655
1株当たり純資産額(円)	29, 716. 95	12, 325. 88	16, 252. 44	16, 927. 09	13, 329. 50
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	_ (-)	_ (-)	_ (-)	_ (-)	_ (-)
1株当たり当期純損益金額 (円)	5, 840. 26	△4, 094. 12	△2, 978. 46	492. 78	△3, 931. 14
潜在株式調整後1株当たり当 期純利益金額(円)	_	-	-	490. 45	_
自己資本比率(%)	55. 7	81.5	91. 2	88.4	95. 1
自己資本利益率(%)	22.8	_	_	3.0	_
株価収益率(倍)	68. 5	_	_	211.0	_
配当性向(%)	_	_	_	_	_
営業活動による キャッシュ・フロー(千円)	64, 169	4, 379	△204, 150	8, 512	△22, 191
投資活動による キャッシュ・フロー(千円)	△20, 647	△2, 434	△101, 270	△228, 068	△146, 847
財務活動による キャッシュ・フロー(千円)	△28, 115	517, 026	650, 411	△26, 731	△13, 650
現金及び現金同等物の期末残 高(千円)	238, 352	757, 310	1, 102, 224	855, 941	673, 113
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (名)	50 (1)	52 (0)	53 (0)	55 (1)	67 (1)

- (注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
 - 2. 持分法を適用した場合の投資損益については、第7期及び第10期以降においては当社には関連会社がないため、第8期においては持分法の対象となる関連会社は存在するものの、投資損益の発生がないため、記載しておりません。なお、第9期において当社の関連会社であった株式会社フラグシップは、平成18年2月2日を払込期日とする第三者割当増資を実施しており、これに伴い、当社が所有する議決権比率が20.0%から13.0%に低下したため、同日付で同社は当社の関連会社に該当しなくなっております。

- 3. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、第8期、第9期及び第11期においては1株当たり当期純損失を計上しているため、第7期においては希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。
- 4. 自己資本利益率については、第8期、第9期及び第11期については当期純損失を計上しているため記載しておりません。
- 5. 株価収益率については、第8期、第9期及び第11期においては当期純損失を計上しているため記載しておりません。
- 6. 従業員数は就業人員であり、()内には臨時雇用者の平均人員を外数で記載しております。
- 7. 1株当たり配当額については、配当を行っておりませんので記載しておりません。
- 8. 配当性向については、配当を行っておりませんので記載しておりません。
- 9. 経常損益、当期純損益、持分法を適用した場合の投資損益及び1株当たり当期純損益金額の△印は損失を示しております。
- 10. 第8期の1株当たり純資産額及び1株当たり当期純損益金額については、平成16年11月19日に行われた株式 分割が期首に行われたと仮定した場合の数値を記載しております。
- 11. 第10期より「貸借対照表の純資産の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び 「貸借対照表の純資産の表示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月 9日)を適用しております。

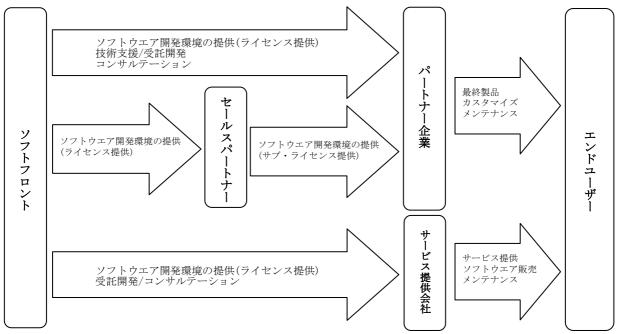
2【沿革】

年月	事項
平成9年4月	ネットワークに関連するソフトウエア製品の企画・設計・開発・販売を主たる目的として、
	札幌市北区北7条西1丁目7番1号に、資本金 10,000千円にて株式会社ソフトフロントを設
	$\dot{ec{plau}}_{\circ}$
平成9年8月	株式会社ビジョン・コーポレーションと株式会社コアシステムを開発効率化のため吸収合併。
平成9年9月	メールデータベース機能を持つ電子メールソフトウエア「++Mail 1.0」を開発、発売。
平成10年7月	東京都千代田区神田に東京事業所開設。
平成11年3月	当社が独自開発したVoIPエンジン「ノスキ・エンジン」の基礎技術を特許出願。
	VoIP関連技術の開発テーマがIPA(情報処理振興事業協会)の「情報ベンチャー事業化支援ソフト
	ウエア等開発事業」に採用される。
平成12年3月	東京事業所を東京都千代田区神田から東京都新宿区新宿に移転。「東京オフィス」に名称変更。
平成12年6月	米国カリフォルニア州に米国内で当社製品を販売する目的で100%子会社として米国法人 Softfro
	nt, Inc. を設立。
平成12年10月	Webコンタクトセンター向けシステム「キサラ・コンタクト」(KISARA Contact)を発表。
平成12年12月	ITU(International Telecommunication Union、国際電気通信連合)の専門機関、ITU-Tへ正式加
	盟。
平成13年2月	本社(札幌オフィス)を札幌市中央区北9条西15丁目28番地196に移転。
平成13年7月	当社のVoIP技術がエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社のOCNユーザー向け音声コ
	ミュニケーションサービスに採用される。
平成13年10月	オフィス向けVoIPソフトウエアソリューション「キサラ・オフィス Ver.3.0」(KISARA Office V
	er. 3. 0) を発売。
平成14年2月	米国法人Softfront, Inc.が、平成14年2月26日付けでACAPEL, INC.に商号変更。
平成14年9月	大阪証券取引所ナスダック・ジャパン市場(現 ニッポン・ニュー・マーケット-「ヘラクレス」
7 5	市場)に株式を上場。
平成14年11月	米国法人ACAPEL, INC. の営業活動を一時休止。
平成15年2月	「SIPパートナープログラム事業」にビジネスモデルを特化、販売開始。
平成16年2月	「SIPパートナープログラム英語版」を販売開始。
平成17年11月	東京オフィスを東京本社と改称し、札幌本社との二本社制を採用。東京本社を東京都港区赤坂に
7 5 6 6 6	移転。
平成18年8月	ドイツfg microtec社へ出資。

3【事業の内容】

当社は、SIP技術とVoIP技術を核としたソフトウエア開発環境の提供及び同開発環境に対する技術支援、関連する 受託開発・コンサルテーションを主な事業内容としております。

事業の系統図は、次のとおりであります。



4 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

5【従業員の状況】

(1)提出会社の状況

平成20年3月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
67(1)	36. 0	6. 1	5, 590

- (注)1. 従業員数は就業人員であり、()内には、臨時雇用者の平均人員を外数で記載しております。
 - 2. 平均年間給与は、基準外賃金を含んでおります。

(2)労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1)業績

当事業年度(平成19年4月1日~平成20年3月31日)におけるわが国経済は、円高や原油高の影響で輸出関連業種の景況感が悪化傾向にあり、企業の収益や設備投資などの事業計画には慎重姿勢が色濃く現れております。また、今後も急激な円高・ドル安、株価の低迷といった金融・資本市場の不安定な動きなどが懸念される状況にあります。

このような環境下、通信業界においては、携帯電話のパケット網を使ってマルチメディアサービスを実現させるための標準規格であるIMS(IP Multimedia Subsystem)が、第 3 世代(3G)携帯電話のデータ通信速度を高速化させた通信規格である3.5Gの広まり、WiMAX/LTE(Long Term Evolution)などの高速無線技術の新規導入計画とともに注目を集めております。このIMSを包含する規格として、国際標準化機関ITU-T(International Telecommunication Union-Telecommunication Standardization Sector)を中心に検討を進めている次世代基幹ネットワークNGN(Next Generation Network)も注目されております。このNGN構想の下、大手通信キャリアが基幹通信網のフルIP化や次世代携帯電話のIMS対応を進展させており、固定(Fixed)電話と携帯(Mobile)電話を融合(Convergence)させる「Fixed Mobile Convergence(FMC)」の展開等を含め、新たなネットワーク構築、サービス提供に大きく動き出しております。

特に通信事業者にとりましては、その収益性と設備投資の観点からNGN構想への転換は有益であり、平成20年3月に開始されたNGN商用サービスを皮切りに、今後益々の広がりを見せるものと予想されております。当社事業の中心であるSIP関連技術はこのNGNの基本プロトコルであり、今後その需要も多岐に渡り拡大する見込みであるため、特に端末分野においての需要の拡大に伴い当社事業も拡大すると見込んでおります。当社がターゲットとしている市場の動向につきましては、携帯電話の分野では、高速データ通信サービスの導入など通信業界の動きは活発であり、競争環境の激化に伴い、差別化のための新規サービスの需要が高まると予想されております。また、情報家電の分野につきましては、IPを利用してデジタルテレビ放送を配信するIPTVの標準化が進められ、放送と融合したサービス環境が整い始めるなど、新しい市場の展開が期待されております。その他、NGNの普及により、様々な分野においてSIP関連技術を取り入れた端末の市場が立ち上がってくると見込んでおります。

このような市場環境の下、当社におきましてはこれまで平成17年3月に策定いたしました5ヵ年計画「第1次Excellent Company構想」の下に事業を推進してまいりました。当事業年度におきましては、特にNGNの商用化に向けた関連案件の獲得や、今後商用化が見込まれる各種製品の受託開発案件獲得に向けて活動してまいりましたが、NGNの商用化サービスに向けた取り組みは各企業において活発になってきたものの、現段階においてはインフラ側の整備が中心となっており、当社が見込んでおりました端末側の市場につきましては、未だ拡大段階に入っておらず、当社におきましても当初見込んでおいた案件数の獲得に至りませんでした。また、第3四半期において大型案件の計画中断や規模縮小があったことなどもあり、売上高・各利益が当初の計画より大幅に下回ることとなりました。これらの状況により、当初の5ヵ年計画を見直し、平成20年3月21日に改めて最新の状況に則した中期経営計画を策定するに至りました。本中期経営計画におきましては、今後も成長が期待される通信関連市場において的確に市場を捉え、案件獲得につなげることを目的とし、営業体制の変更を中心とした営業力の強化に重点を置いております。

これらの状況の中、当社の当期の業績は、売上高674,859千円、営業損失172,119千円、経常損失171,892千円、 当期純損失338,918千円となりました。

売上高につきましては、主に受託売上の減少により、674,859千円(前年同期比29.8%減)と前年同期実績を287,111千円下回りました。

売上原価につきましては、受託案件の減少に伴い、外注加工費が減少するなど、293,343千円(前年同期比27.8%減)と減少しましたが、売上総利益につきましても、381,516千円(前年同期比31.3%減)と前年同期実績を174,116千円下回りました。

販売費及び一般管理費につきましては、経費削減に努めたものの、採用者数の増加に伴う人件費の増加などの理由から、553,635千円(前年同期比8.7%増)と増加いたしました。

これらの結果、営業損失につきましては、売上総利益が減少し、販売費及び一般管理費を吸収することができなかったため、172,119千円の営業損失(前年同期は46,095千円の営業利益)を計上しております。

経常損失につきましては、受取利息などの営業外収益が2,014千円(前年同期比205.6%増)、為替差損、支払利息などの営業外費用が1,788千円(前年同期比10.8%減)となり、171,892千円の経常損失(前年同期は44,750千円の経常利益)を計上いたしました。

税引前当期純損失につきましては、株式会社フラグシップの株式売却益などによる特別利益22,066千円(前年同期は計上なし)を計上したものの、fg microtec社に対する投資有価証券評価損、貸倒引当金繰入額などによる特別損失186,672千円(前年同期は59千円)を計上したことに伴い、336,498千円の税引前当期純損失(前年同期は

44,691千円の税引前当期純利益)を計上いたしました。

当期純損失につきましては、法人税等を2,420千円計上したため、338,918千円(前年同期は42,271千円の当期純利益)を計上いたしました。

(2)キャッシュ・フロー

当事業年度における現金及び現金同等物(以下、「資金」という。)は、営業活動による資金の消費22,191千円、投資活動による資金の消費146,847千円、財務活動による資金の消費13,650千円等により、前事業年度末に比べ、182,827千円減少し、673,113千円(前年同期比21.4%減)となりました。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果消費された資金は22,191千円(前年同期は8,512千円の資金の獲得)となりました。これは主に、税引前当期純損失を336,498千円計上したこと、仕入債務が43,110千円減少したこと、投資有価証券評価損を154,788千円計上したこと、売上債権が143,554千円減少したこと、減価償却費を74,359千円計上したことによるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果消費された資金は146,847千円(前年同期比35.6%減)となりました。これは主に、投資有価証券の売却による収入40,000千円、無形固定資産の取得による支出155,652千円、fg microtec社への貸付による支出32,418千円によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果消費された資金は13,650千円(前年同期比48.9%減)となりました。これは、新株引受権及び新株予約権の行使に伴う新株発行による収入39,229千円と、長期借入金の返済による支出52,880千円によるものであります。

2【生産、受注及び販売の状況】

(1)生産実績

当事業年度の生産実績を主要販売形態別に示すと次のとおりであります。

区分	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)			美年度 年4月1日 年3月31日)	増減	
	金額(千円)	構成比(%)	金額(千円)	構成比(%)	金額(千円)	増減率(%)
ソフトウエア販売	65, 513	16. 1	85, 553	29. 2	20, 039	30. 6
受託開発	335, 837	82. 7	207, 790	70.8	△128, 047	△38. 1
その他	4, 986	1. 2	_	_	△4, 986	△100. 0
合計	406, 338	100.0	293, 343	100. 0	△112, 994	△27.8

- (注)1. 金額には、消費税等は含まれておりません。
 - 2. ソフトウエア販売の金額は、ソフトウエア提供のための製造原価を記載しております。
 - 3. その他の金額には、商品売上に対する仕入額が含まれております。

(2)受注状況

当事業年度の受注状況を主要販売形態別に示すと次のとおりであります。

区分		美年度 年4月1日 年3月31日)	(自 平成19	美年度 年4月1日 年3月31日)	増	減
	受注高 (千円)	受注残高 (千円)	受注高 (千円)	受注残高 (千円)	受注高 (千円)	受注残高 (千円)
ソフトウエア販売	346, 316	60, 215	266, 091	40, 216	△80, 225	△19, 998
受託開発	678, 239	29, 213	385, 863	26, 306	△292, 375	△2, 906
その他	6, 117	_	_	_	△6, 117	_
合計	1, 030, 673	89, 428	651, 954	66, 523	△378, 718	△22, 905

(注) 金額には、消費税等は含まれておりません。

(3)販売実績

当事業年度の販売実績を主要販売形態別に示すと次のとおりであります。

区分	(自 平成18			当事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)		増減	
	金額(千円)	構成比(%)	金額(千円)	構成比(%)	金額(千円)	増減率(%)	
ソフトウエア販売	300, 897	31. 3	286, 089	42. 4	△14, 807	△4. 9	
受託開発	654, 956	68. 1	388, 770	57. 6	△266, 186	△40. 6	
その他	6, 117	0.6	_	_	△6, 117	△100.0	
合計	961, 970	100. 0	674, 859	100. 0	△287, 111	△29.8	

- (注)1. 金額には、消費税等は含まれておりません。
 - 2. 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	(自 平成18	美年度 3年4月1日 9年3月31日)	当事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)		
	金額(千円)	割合(%)	金額(千円)	割合(%)	
株式会社オーネスト	163, 222	17.0	130, 236	19.3	
株式会社ネクストジェン	103, 257	10.7	24, 118	3. 6	

3【対処すべき課題】

当社では平成17年3月に5ヵ年計画「第1次Excellent Company構想」を策定し、事業を進めてまいりました。この中では、企業の基盤の確立という点で一定の成果をあげたものの、3年目に課題として掲げた売上拡大、利益拡大については残念ながら未達となりました。

これを受け、平成21年 3 月期から平成23年 3 月期までの期間を対象とした新たな中期経営計画を策定し、最終年度平成23年 3 月期におきましては、売上高20億円~35億円、経常利益 3 億円~ 8 億円を達成することを目標としております。

本目標を確実に達成するために、当社が対処すべき課題として重要なものは①営業戦略の転換、②営業力の強化であります。

① 営業戦略の転換

当社は従来、「固定電話市場」、「携帯電話市場」、「情報家電市場」というように大きなくくりで市場を捉えてまいりましたが、この分類による営業活動は当社として効率が悪い部分がありました。今後は、より細分化され新しく生まれるターゲットセグメントを的確に捉え、そのターゲットへ営業リソースを集中させるという活動に転換いたします。これは例えば、情報家電市場からさらにIPTV市場が派生し拡大するタイミングに素早くIPTV市場にターゲットを絞り、営業戦力を集中するという戦略となります。

② 営業力の強化

営業戦略を転換した上で、更なる営業力の強化が必要と考えており、具体的には以下を実施し、事業を進めてまいります。

- ・事業部門を統合し、情報並びに指揮系統の一元化を図り、新たなターゲット市場への対応を俊敏に行うことができるようにいたします。
- ・「新規顧客」と「既存顧客」について対応部門を分け、コンサルティングや提案などを通じて新しい顧客を獲得する「新規顧客開拓営業」と、顧客のニーズを読み取り案件を獲得していく密着型の「継続顧客向け営業」の区別を鮮明にし、「新規顧客」「継続顧客」の双方において、新たなターゲット市場獲得の機を逃さない営業体制といたします。

これらの重点課題に的確に対処し、売上及び経常利益の目標を確実に達成することにより、当社の企業価値を高めてまいります。

4【事業等のリスク】

当社の事業展開上のリスク要因になる可能性があると考えられる主な事項を以下に記載しております。また、必ずしも事業上のリスクに該当しない事項についても、投資家の投資判断上、重要であると考えられる事項につきましては、投資家に対する情報開示の観点から積極的に開示しております。なお、当社は、これらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の対応に努める方針ではありますが、本株式に関する投資判断は、以下の記載事項及び本項以外の記載事項を慎重に検討した上で行われる必要があると考えております。

本項においては、将来に関する事項が含まれておりますが、当該事項は本有価証券報告書提出日現在において判断 したものであります。

なお、以下の記載は本株式への投資に関連するリスクを全て網羅するものではありませんので、ご留意願います。

(1)SIP及びVoIP関連市場について

当社が想定する「ユビキタスネットワーク社会の実現」と「SIPを活用した end-to-end(人と人、機器と機器、人と機器)のネットワーク環境の実現」が社会的に受入れられずに、SIP及びVoIP関連市場が当社の想定している規模まで拡大しなかった場合、当社の経営方針及び事業展開等は大きな変更を余儀なくされ、当社の業績が予想以上に大きな影響を受ける可能性があります。また、新規事業分野への取り組みや売上構成の変動等により、過年度の経営成績だけでは今後の当社の業績の判断材料としては不十分な面があると考えられます。

(2)研究開発での先行投資によるコスト増加について

SIP技術の携帯電話、情報家電等の市場への普及速度によっては、研究開発等における先行投資コストが増加し、業績に予想以上に大きな影響を与える可能性があります。

(3)SIPパートナープログラム事業について

当社の主力製品であるSIP関連製品については、当社が展開している「SIPパートナープログラム」事業のパートナー企業に対して、開発ライセンスを期間、利用部署を限定し、また商用ライセンスを搭載する製品を限定し、使用許諾しております。当社では、今後のSIP関連市場が十分に拡大することを想定し、現在のビジネスモデルを採用しておりますが、SIP関連市場が十分に拡大しない場合、開発ライセンス及び商用ライセンスの需要が低下し、「SIPパートナープログラム」事業に対して大幅なモデル修正が必要になる可能性があります。

また、市場そのものが相応に拡大した場合であっても、当社の製品開発、機能強化、改良等が不十分であるため 継続的な顧客満足を得られない場合、結果として、当社からのライセンス提供が思うように増加しない可能性があ ります。

(4)SIP以外のプロトコルの普及について

ITU-Tでは次世代ネットワークNGNの中でSIPの利用を前提として標準化を進めており、また携帯電話に関する標準化においても同様の状況であります。このため現段階では想定しにくい状況ではありますが、仮にSIP以外の新しい通信技術が現れ、多くのユーザーが当該技術を応用したサービスに移行し、SIP関連技術の相対的な重要性が損なわれた場合、SIP関連製品の市場価値が損なわれることで、当社のビジネスに大きな影響を与える可能性があります。

(5)法的規制等について

当社のSIP及びVoIP関連製品の普及のためには、SIP及びVoIP関連技術を使用するネットワーク環境の構築・拡大と、それらを活用した商用サービスの展開が重要なポイントとなります。当社の認識する限り、現在、これらの構築、整備を強く阻むような法的規制はありません。

しかしながら、当社が想定していない状況によって、障壁となるような規制が出現した場合、例えば、輸出規制、法的規定、業界団体による自主規制、国家権力の介入(インターネットの国有化・特定ネットワークの国有化等)等により、SIP及びVoIP関連技術を使用するネットワーク環境の普及が伸び悩んだ場合、また当社のSIP及びVoIP関連製品がこうした新たな規制に対して適時に対応できなかった場合、当社のSIP及びVoIP関連製品の売上が予想ほど伸びず、結果として当社の事業に大きな影響を及ぼす可能性があります。

(6)競合について

当社と全面的に競合する事業者は、当社の認識する限りにおいて、国内においてはまだ少数でありますが、グローバル展開を進めている海外の事業者では有力なものがあり、今後、これらの事業者との競合により、当社の業績が予想以上に大きな影響を受ける可能性があります。

その中において当社が持つ優位性は、SIP関連技術に関する高度な技術的ノウハウであります。ネットワーク上においてend-to-endのコミュニケーション環境を確立するためには、ネットワーク間、ネットワークと機器間、機

器と機器間等、様々な接続手順を経る必要があります。これらの手順については、理論上の知識はもちろんのこと、数多くの経験に裏打ちされたノウハウが不可欠となります。当社では、IETF(※1)よりSIPに関連するRFC(※2)2543が公表された1999年当初より、SIPの技術に着目し、地道な研究開発を続けてまいりました。この間の成果が、今、他社に対して競争力のあるノウハウとして当社に蓄積されております。

しかしながら、IETFから公表されるRFCは極めてオープンな規格であり、SIPの将来性に着目した新たな企業が参入してくる可能性があり、その場合、当社の優位性が必ずしも保持できないことも考えられ、当社の事業に大きな影響を与える可能性があります。

また、第三者が、当社の開発したSIP及びVoIP関連製品と競合するソフトウエアを新たに開発し、OS、CPU、パーソナル・コンピュータ、PDA等の中にバンドルして配付(又は無償で配付)することで、そのソフトウエアを広く普及させた場合、さらには、これと協調して作動するように設計されたサーバー用ソフトウエアの販売を開始した場合、当社のSIP及びVoIP関連製品市場が縮小し、当社のビジネスに大きな影響を与える可能性があります。

- (※1)IETF(Internet Engineering Task Force): インターネット技術の国際的な標準化組織
- (※2)RFC(Request For Comments): IETFが制定するインターネット技術の標準文書

(7)研究開発について

当社は、他社との技術上の競合関係において、より有利な地位を占めるための努力を継続していく必要があり、そのための研究開発投資については、今後も継続が必要な重要な投資分野であると認識しております。

当社製品については、今後とも性能、品質の向上及び技術の強化に努め、かつ中長期的な観点から当社が現時点で重要と考えている技術上の研究課題についても研究開発を継続していく所存であります。ただし、当社の想定する技術動向と現実の技術動向との間に齟齬が生じた場合には、当社は予想しない支出を迫られる、又は当社製品の普及に失敗する可能性があります。

また、他社との技術開発競争も激しくなると予想され、当社が予想しない支出を強いられる、他社に市場を奪われる、又は当社製品が普及しない可能性があります。

(8) 当社の知的財産権について

当社は、当社技術の保護を目的として、特許性が認められる可能性があるものについて、その特許権の取得を目指して国内及び国外において特許出願を行っております。しかしながら、現在までのところ特許権の取得には至っておらず、今後もかかる技術について特許権を取得できる保証はありません。

他社が類似の技術やシステム等を生み出し、その商用化を当社が特許権等の行使によって効果的に阻止できない場合は、類似の技術やシステム等を持つ製品が市場に登場し、当社の技術や製品との競争が激化することとなり、当社の事業及び業績に重大な影響を与える可能性があります。

(9)当社による第三者の知的財産権の侵害について

当社は、現時点において第三者より知的財産権に関する侵害訴訟の提起や侵害の主張を受けてはおりません。しかし、SIP及びVoIP関連技術は、比較的新しい技術であるため、現時点でクレーム等を受けていないとしても、将来、SIP及びVoIP関連製品の市場が拡大し、当社の事業活動が広がりを見せた段階において、第三者が知的財産権を侵害しているとのクレーム(ロイヤルティ支払いの要求、使用差止め請求、損害賠償請求等)を行い、当社の事業及び業績が大きな影響を受ける可能性があります。

(10)外部より提供を受けているソフトウェアその他の技術について

外部より提供を受けているソフトウエアその他の技術については、ライセンス条件に関する解釈の相違が生じる場合、解釈又は契約更新等に関して紛争が生じる場合、また未解決の問題に対する交渉が発生する場合等があり、結果としてそれらのソフトウエアその他の技術が使えなくなり、差換えが必要となる可能性があります。この場合、当社の事業に大きな影響を与える可能性があります。

(11)第三者による機密情報(ソース・コード)の不正開示について

「SIPパートナープログラム」にはプログラムのソースを開示したパッケージがあり、悪意のある第三者が当社から開示されたソースを盗用し契約外の製品を開発する、誤ってもしくは故意にソースを公の場に公開する等の可能性があります。これらの行為に対してはパートナーとの契約上において法的なプロテクトを掛けておりますが、万が一被害にあった場合、当社のビジネスに大きな影響を与える可能性があります。また特に海外においてこれらの行為が行われた場合には、当該事項の発見が遅れ、対策が後手に回る危険性があり、結果として被害が拡大する可能性があります。

(12)製品の不具合(バグ)の発生について

当社が提供する製品の不具合、あるいは受託開発事業においての当社の開発物の不具合により顧客が損害を被った場合、損害賠償請求を受ける、又は当社製品に対する信用が市場で損なわれる等、当社のビジネスに大きな影響を与える可能性があります。

(13)収益性の低い案件の発生の可能性について

当社が行う業務のうち、受託開発業務に関しては、開発開始後に仕様に関して発注元との間で認識に違いが生じ、問題が発生する可能性があります。この場合、当該案件の収益性が著しく低くなる、又は赤字となることにより、当社のビジネスに大きな影響を与える可能性があります。

(14)特定の人物への依存度について

当社の事業の推進に当たっては、当社の代表取締役社長である阪口克彦が事業全般を掌握して、当社の経営を担当しております。

当社では、特定の人物への依存度を低下させるべく、組織的な業務体制の整備に努めてはおりますが、これが奏功しないうちに、阪口克彦又はその他の主要人物が離職し、又は業務を遂行できないような事態となり、他の人的資源によって代替できない場合、当社の業績その他に悪影響を与える可能性があります。

当社では技術者間の技術レベルに格差が生じぬよう、技術ノウハウの共有に日々努めておりますが、特殊な技能は特定の技術者に偏在することもあり、特定の技術者が複数のプロジェクトに関与することで多忙となり、疲労で休職もしくは離職した場合、当社の事業に悪影響を及ぼすおそれがあります。また、同様に営業部門、管理部門においても、特定の担当者が複数の業務に関与することで多忙となり、疲労で休職もしくは離職した場合、当社の事業に悪影響を及ぼすおそれがあります。

(15)人材確保について

組込ソフトウエア業界の慢性的な人材不足により、企業間の人材獲得競争はより激しくなってきているため、当 社の重要な取締役及び従業員が離脱した場合や、新しい優秀な取締役及び従業員を十分に獲得できない場合、当社 の事業に悪影響を与える可能性があります。

(16)累積損失を計上していることについて

当社は、新しいコミュニケーション環境を求めるユーザーに向けたWebアプリケーションを中心とした受託開発事業によって、営業収入を確保しながら、第三者割当増資等による資金調達を行い、主にSIP及びVoIP関連製品の研究開発に注力してまいりました。しかしながら、SIP及びVoIP関連分野の市場が未成熟な新しい分野であったため、当社の業績への貢献が不十分だったこと、研究開発に多額の費用を投入したこと等により、当事業年度末時点において4,118,027千円の累積損失を計上しております。当該累積損失を期中に獲得した利益をもって解消することとした場合、相応の期間を要するものと考えております。

(17)資金調達方法の限界について

当社は株式公開後の歴史が浅いこともあり、資本市場における当社の株式の流動性が低下する状況が継続した場合、新たなエクイティ・ファイナンスの実行が難しくなる可能性があります。また、当社はソフトウエア開発を主たる業務とする会社であるため、銀行借入のための担保になり得るような土地等の資産は有しておりません。現時点においては、十分なキャッシュポジションを保持しておりますが、今後、戦略的な資本・業務提携等に向けた資金調達が必要になった場合、計画額の全額を調達できないおそれもあります。

(18) 売上計上基準について

当社は、受託開発案件の売上計上基準として工事進行基準を採用しております。この工事進行基準の適用により、発生した労務費等の原価に対応した売上高を月次単位で計上し、月次単位での期間損益を適正に把握することが可能になります。しかし、その反面、現段階において一般のソフトウエア受託会社等が採用している工事完成基準と比較して売上高の計上が早めに開始されることから、売上債権回収期間が長くなる傾向があります。

(19)配当を実施していないことについて

当社は、平成9年4月の設立以来、配当を実施したことはありません。当社は、当面、将来の事業展開に備えた 安定的財務体質の確立を最優先課題と認識しており、今後とも一層の内部留保の充実を図ることで企業価値を増大 させ、株主の皆様の期待に応えていきたいと考えております。このため、今後の配当に関しては、当社の各期の経 営成績を考慮して決定することを基本方針といたしますが、現時点における配当実施の可能性及びその実施時期等 については未定であります。

(20)ストック・オプションの付与について

当社は、業績向上に対する意欲や、士気の高揚と会社への貢献意欲及び忠誠心を高めることを目的に、役員及び従業員等に対してストック・オプションを付与しております。当社が付与したストック・オプションで、平成20年3月31日現在の有効株式数は4,844株となっており、発行済株式総数の5.6%に相当します。今後、当該ストック・オプションが行使された場合、当社の株式価値は希薄化いたします。また、当社は、今後も有能な人材を獲得し、事業を成功に導く過程において、新たなストック・オプションを付与する可能性があり、その場合には、更なる株式価値の希薄化や人件費の増加を招く可能性があります。

5【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6【研究開発活動】

当社は、IPネットワーク上でマルチメディア通信を実現する「SIP」をコア技術とし、通信機器メーカーや家電メーカー、通信事業者、SIerに対しSIP技術を中心とした事業を展開しております。研究開発活動においては、競争優位性を強化すべく、このSIPに関連したテーマに特化し展開してまいりました。

当事業年度における主な成果は、以下のとおりです。

(1)SIPプロトコルの機能強化

当社では、IETFやITU-T、OMA(Open Mobile Alliance)などの標準化団体への活動を通じて、最新の規格動向を分析・調査し、IMSやNGN、IPTVに向けたSIPミドルウェアへの対応と機能拡張を行っております。

(2)IP電話運用監視技術の開発

IP電話の普及に伴い、通信事業者のIP電話設備は複雑さを増してきており、運用・保守に関わる技術が重要となっております。

当社では、通信事業者のIP電話設備内にて自律的に通信監視、音質監視を行う技術と、サーバーソフトウェアの開発を行い、IP電話運用監視ソリューションの強化を行っております。

(3)SIPの規格調査と互換性向上

SIP製品を実際に開発するためには、IETFが定める1つの規格だけではなく、関連する多くの規格について理解し、対応する必要があります。当社では、数名の研究スタッフがこれらの規格の最新状況を常にウォッチし、必要に応じて当社の研究開発の成果に反映させていく活動を行っております。これらの最新規格調査の活動で発生した通信規格の翻訳文献につきましては、業界内における当社ブランドカの向上とSIP技術の普及促進のため、当社Webページ等でその成果を公開しております。

また、機器と機器を繋ぐSIPでは、他社のSIP関連製品等との相互接続性が非常に重要となります。当社は、国内の通信機器メーカーや通信事業者が集まるVoIP推進協議会において、相互接続試験関連分科会のリーダーを務める他、HATS推進会議(高度通信システム相互接続推進会議)等の業界団体における活動を行い、当社SIPミドルウエアの相互接続性向上による品質的優位性の維持に努めております。

以上の、SIP関連技術に関する研究開発につきましては、今後も当社の重要な研究開発テーマとして継続していく予定であります。

これらの研究開発活動の結果、当事業年度において56,117千円の研究開発費を計上しております。

7 【財政状態及び経営成績の分析】

文中における将来に関する事項は、有価証券報告書提出日(平成20年6月24日)現在において当社が判断したものであります。

(1)重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。 当社経営陣は、財務諸表の作成に際して、会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示 に影響を与える見積り及び仮定設定を行う必要があります。経営陣は、過去の実績や状況に応じて合理的と考えら れる様々な要因に基づき、見積り及び判断を行っておりますが、実際の結果は、見積り特有の不確実性があるた め、これらの見積りと異なる場合があります。

当社の財務諸表で採用する重要な会計方針は、「第5 経理の状況 財務諸表等 (1)財務諸表 重要な会計方針」に記載しておりますが、特に以下の重要な会計方針が、当社の財務諸表作成において使用される当社の重要な判断と見積りに大きな影響を及ぼすものと考えております。

①収益の認識

当社の売上高は、通常、契約書又は発注書に基づく製品や開発物を顧客に提供し、顧客が検収を完了した時点、又はサービスを提供した時点に計上されております。なお、受託開発案件につきましては、売上計上基準として工事進行基準を採用しております。

②貸倒引当金の計上基準

当社は、売上債権等の貸倒損失に備えて、回収不能となる見積額を貸倒引当金として計上しております。顧客等の財務状況が悪化し、支払能力が低下した場合には、引当金の追加計上又は貸倒損失が発生する可能性があります。

③製品保証引当金の計上基準

当社は、ソフトウエア等の保証対応により発生する費用の支出に備えるため、実績率により将来の見込額を計上しております。ソフトウエア等の保証対応が予想以上に発生した場合には、引当金の追加計上又は追加費用が発生する可能性があります。

④販売目的のソフトウエアの減価償却

販売目的のソフトウエアについては、見込販売期間(5年以内)における見込販売収益に基づく償却額と販売可能な残存販売期間に基づく均等配分額を比較し、いずれか大きい額を計上する方法によっております。当初予見することができなかった原因により、見込販売収益の著しい減少が見込まれる場合、一時の費用又は損失として処理する可能性があります。

(2)財政状態の分析

①資産

当事業年度末の総資産につきましては、1,209,655千円(前年同期比26.5%減)となりました。

流動資産につきましては、現金及び預金が673,113千円(前年同期比21.4%減)と減少したこと、売掛金が237,509千円(前年同期比37.7%減)と減少したことにより、940,676千円(前年同期比25.3%減)となりました。有形固定資産につきましては、多額の設備投資を行っていないこと、資産の減価償却が進んだことなどにより、21,565千円(前年同期比14.1%減)となりました。

無形固定資産につきましては、主に自社開発ソフトウエアSPP07 (SIPパートナープログラム2007) の開発を行ったことにより増加し、201,167千円 (前年同期比55.1%増) となりました。

投資その他の資産につきましては、fg microtec社への出資持分につき、同社の直近の状況に基づいて減損処理を行い、投資有価証券評価損154,788千円の計上を行ったことにより、46,246千円(前年同期比80.0%減)となりました。

②負債

当事業年度末の負債総額につきましては、59,692千円(前年同期比68.8%減)となりました。

流動負債につきましては、借入金の返済が完了し、外注加工費の減少に伴い営業未払金が減少したことなどから、59,692千円(前年同期比62.0%減)となりました。

固定負債につきましては、借入金の返済が完了したことにより、計上がなくなりました。 (前年同期は34,049千円の固定負債)

③純資産

当事業年度末の純資産につきましては、主に当期純損失を338,918千円計上したことに伴い利益剰余金が減少したこと、新株引受権及び新株予約権の行使に伴い資本金及び資本準備金が増加したことにより、1,149,962千円(前年同期比20.9%減)となりました。

(3)経営成績の分析

①売上高

売上高につきましては、主に受託販売等の減少により前年同期実績961,970千円を287,111千円下回る674,859千円(前年同期比29.8%減)の減収となりました。

売上高の内訳につきましては、ソフトウエア販売は286,089千円(前年同期比4.9%減)、受託開発は388,770千円(前年同期比40.6%減)となり、物品販売等その他売上は計上がありませんでした(前年同期は6,117千円)。受託開発売上の減少は、SIP搭載端末の実用化に向けた受託開発が未だ拡大段階に入っておらず、当社が当初見込んでいた案件の獲得に至らなかったことによるものであります。

②売上原価

売上原価につきましては、受託開発需要の減少に伴って外注加工費が減少し、293,343千円(前年同期比27.8%減)と減少しておりますが、人件費等の増加により、原価率は43.5%と前年同期比1.3ポイントの増加となっております。

③販売費及び一般管理費

販売費及び一般管理費につきましては、553,635千円(前年同期比8.7%増)と増加となっております。これは主に、採用者数の増加に伴い人件費が増加したことによるものであります。

④営業損失

営業損失につきましては、売上総利益が、販売費及び一般管理費を吸収することができず、営業損失172,119千円(前年同期は46,095千円の営業利益)を計上いたしました。

⑤営業外指益

営業外収益につきましては、主に受取利息の増加により、2,014千円(前年同期比205.6%増)を計上いたしました。また、営業外費用につきましては、主に支払利息の減少により、1,788千円(前年同期比10.8%減)を計上いたしました。

⑥経常損失

経常損失につきましては、営業外収益2,014千円が営業外費用1,788千円を上回ったものの、経常損失171,892千円(前年同期は44,750千円の経常利益)の計上となりました。

⑦特別損益

特別利益につきましては、株式会社フラグシップの株式売却益などにより22,066千円(前年同期は計上なし)を 計上いたしました。特別損失につきましては、fg microtec社に対する投資有価証券評価損、貸倒引当金繰入など により186,672千円(前年同期は59千円)を計上いたしました。

⑧税引前当期純損失

税引前当期純損失につきましては、特別利益を22,066千円計上したものの、特別損失を186,672千円計上したことから、税引前当期純損失336,498千円(前年同期は44,691千円の税引前当期純利益)を計上いたしました。

⑨当期純損失

当期純損失338,918千円(前年同期は42,271千円の当期純利益)を計上いたしました。

(4)資本の財源及び資金の流動性についての分析

①キャッシュ・フロー

キャッシュ・フローの状況につきましては、「第2 事業の状況 1 業績等の概要 (2)キャッシュ・フロー」に記載のとおりであります。

当事業年度における現金及び現金同等物(以下、「資金」という。)は、営業活動による資金の消費22,191千円、投資活動による資金の消費146,847千円、財務活動による資金の消費13,650千円等により、前事業年度末に比べ、182,827千円減少し、673,113千円(前年同期比21.4%減)となっているものの、充分な運転資金を保有していると判断しております。

②資金需要

当社の運転資金需要の主なものは、人件費であります。

当社の主たる事業は、ソフトウエア開発環境の提供、受託開発、技術支援、コンサルテーションであることから、事業活動における資金需要の中心は、役員、開発要員、営業要員、管理要員に対する人件費となります。

なお、当社では、技術的優位性の維持、拡大のための研究開発活動を経営の重要な要素であると考えており、今後、新規の市場開拓に伴う営業費用と共に、研究開発のためにも継続的な資金需要の発生が見込まれることから、 更なる新株の発行や長期資金の借入を実行する可能性もあります。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当事業年度に実施いたしました設備投資の総額は 142,534千円であります。 その主なものは、自社開発ソフトウエアSPP07(SIPパートナープログラム2007)134,785千円であります。

2【主要な設備の状況】

平成20年3月31日現在における各事業所の設備及び従業員の配置状況は、次のとおりであります。

事業所名	設備の内容		従業員数			
(所在地)	設備の内容 建物		工具器具備品	無形固定資産	合計	(名)
札幌本社 (札幌市中央区)	開発設備 営業設備 統括業務設備	3, 314	286	171, 471	175, 072	36 (0)
東京本社 (東京都港区)	営業設備 開発設備 統括業務設備	11, 624	6, 338	29, 695	47, 659	31 (1)
슴計	_	14, 939	6, 625	201, 167	222, 732	67 (1)

- (注)1. 帳簿価額のうち「無形固定資産」の主なものはソフトウエアであります。
 - 2. 金額には、消費税等は含まれておりません。
 - 3. 従業員数は就業人員であり、()内には臨時雇用者の平均人員を外数で記載しております。
 - 4. 主な賃借設備及びリース設備は、次のとおりであります。

事業所名 (所在地)	設備の内容	種類	年間賃借料及び リース料(千円)
札幌本社	開発設備 営業設備	建物(賃借)	14, 131
(札幌市中央区)	統括業務設備	工具器具備品(リース)	498
	開発設備	建物(賃借)	38, 000
東京本社 (東京都港区)	営業設備	工具器具備品(リース)	498
	統括業務設備	ソフトウエア(リース)	1, 423

3【設備の新設、除却等の計画】

- (1)重要な設備の新設 該当事項はありません。
- (2)重要な設備の除却等 該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

- (1) 【株式の総数等】
- ①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	324, 400
計	324, 400

②【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (平成20年3月31日)	提出日現在発行数 (株) (平成20年6月24日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	86, 272	86, 272	大阪証券取引所 (ニッポン・ニュー・マ ーケット-「ヘラクレ ス」)	-
計	86, 272	86, 272	_	_

⁽注)「提出日現在発行数」欄には、平成20年6月1日から提出日までの新株引受権及び新株予約権の権利行使により 発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

①旧商法第280条/19及び新事業創出促進法第11条の5第2項の規定に基づく新株引受権(ストック・オプション) に関する事項は、次のとおりであります。

(平成13年6月27日定時株主総会決議)

	事業年度末現在 (平成20年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成20年 5 月31日)
新株予約権の数(個)	_	_
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	_	_
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	292(注)1	292(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	125, 000	125, 000
新株予約権の行使期間	平成15年8月1日から 平成20年7月31日まで	平成15年8月1日から 平成20年7月31日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場 合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 125,000 資本組入額 62,500	発行価格 125,000 資本組入額 62,500
新株予約権の行使の条件	(注) 2	(注) 2
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 2	(注) 2
代用払込みに関する事項	-	_
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項		

- (注)1. 「新株予約権の目的となる株式の数」は、株主総会決議における新株発行予定数から、退職等の理由により権利を喪失した者の新株予約権の数を減じております。
 - 2. 「新株予約権の行使の条件」及び「新株予約権の譲渡に関する事項」については、「(8)ストック・オプション制度の内容」をご参照ください。

②旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく新株予約権(ストック・オプション)に関する事項は、次のとおりであります。

(平成16年6月19日定時株主総会決議)

	事業年度末現在 (平成20年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成20年5月31日)
新株予約権の数(個)	145 (注) 1	145(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	_	_
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	580 (注) 1	580(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	61, 522	61, 522
新株予約権の行使期間	平成18年7月1日から 平成23年6月30日まで	平成18年7月1日から 平成23年6月30日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場 合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 61,522 資本組入額 30,761	発行価格 61,522 資本組入額 30,761
新株予約権の行使の条件	(注) 2	(注) 2
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 2	(注) 2
代用払込みに関する事項	_	_
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	_	_

- (注)1. 「新株予約権の数」及び「新株予約権の目的となる株式の数」は、株主総会決議における発行予定数から、退職等の理由により権利を喪失した者の数を減じております。
 - 2. 「新株予約権の行使の条件」及び「新株予約権の譲渡に関する事項」については、「(8)ストック・オプション制度の内容」をご参照ください。
 - ③旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく新株予約権(ストック・オプション)に関する事項は、次のとおりであります。

(平成17年6月25日定時株主総会決議)

	事業年度末現在 (平成20年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成20年 5 月31日)
新株予約権の数(個)	3,972(注)1	3,972(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	_
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	3,972(注)1	3,972(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	174, 000	174, 000
新株予約権の行使期間	平成19年8月1日から 平成24年7月31日まで	平成19年8月1日から 平成24年7月31日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場 合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 174,000 資本組入額 87,000	発行価格 174,000 資本組入額 87,000
新株予約権の行使の条件	(注) 2	(注) 2
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 2	(注) 2
代用払込みに関する事項	_	_
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	-	_

- (注)1. 「新株予約権の数」及び「新株予約権の目的となる株式の数」は、株主総会決議における発行予定数から、退職等の理由により権利を喪失した者の数を減じております。
 - 2. 「新株予約権の行使の条件」及び「新株予約権の譲渡に関する事項」については、「(8)ストック・オプション制度の内容」をご参照ください。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
平成15年5月23日 (注)1	589	16, 004	20, 615	1, 996, 960	20, 615	1, 779, 120
平成16年11月19日 (注)2	48, 012	64, 016		1, 996, 960	_	1, 779, 120
平成16年12月28日 (注)3	8, 000	72, 016	278, 800	2, 275, 760	278, 800	2, 057, 920
平成16年4月1日~ 平成17年3月31日 (注)4	2, 520	74, 536	78, 498	2, 354, 258	78, 498	2, 136, 418
平成17年4月1日~ 平成18年3月31日 (注)4	11, 178	85, 714	361, 883	2, 716, 141	361, 883	2, 498, 301
平成18年4月1日~ 平成19年3月31日 (注)4	158	85, 872	7, 113	2, 723, 254	7, 113	2, 505, 414
平成19年4月1日~ 平成20年3月31日 (注)4	400	86, 272	19, 660	2, 742, 915	19, 660	2, 525, 075

(注)1. 有償・第三者割当

発行価格 70,000円 資本組入額 35,000円

割当先は株式会社データクラフト、有限会社マツダリーガルサービス他23名であります。

2. 株式分割(1:4)によるものであります。

3. 有償・第三者割当

発行価格 69,700円 資本組入額 34,850円

割当先は株式会社システムプロであります。

4. 新株引受権及び新株予約権の行使による増加であります。

(5)【所有者別状況】

平成20年3月31日現在

	1794117								
	株式の状況								
区分	政府及び地 人間機関 金帽	金融商品取	その他の法	その他の法外国法人等	/m 7 m /h = 3	端株の状 況			
	方公共団体	金融機関	引業者	人	個人以外	個人	個人その他	計	
株主数(人)	_	4	16	46	5	3	5, 086	5, 160	_
所有株式数 (株)	_	2, 456	2, 753	3, 872	596	39	76, 556	86, 272	_
所有株式数の 割合(%)	_	2.84	3. 19	4. 48	0. 69	0.04	88. 73	100.00	-

(6) 【大株主の状況】

平成20年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
村田 利文	札幌市中央区	7, 692	8. 91
小川 武重	横浜市青葉区	2, 035	2. 35
長屋 正宏	大阪府吹田市	1, 717	1. 99
株式会社キャピタルバンク	横浜市青葉区美しが丘3丁目17-5	1,630	1. 88
大阪証券金融株式会社	大阪市中央区北浜2丁目4-6	1, 617	1.87
マネックス証券株式会社自己	東京都千代田区丸の内1丁目11-1	829	0. 96
寳門 行雄	三重県伊勢市	700	0.81
株式会社長屋商会	大阪府茨木市駅前1丁目3-7	634	0. 73
新井 謙太郎	群馬県高崎市	570	0.66
今泉 清	埼玉県入間郡毛呂山町	560	0. 64
計	_	17, 984	20.84

(7) 【議決権の状況】

①【発行済株式】

平成20年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	_	_	_
議決権制限株式(自己株式等)	_	_	_
議決権制限株式(その他)	_	_	_
完全議決権株式(自己株式等)	_	_	_
完全議決権株式(その他)	普通株式 86,272	86, 272	_
端株	_	_	_
発行済株式総数	86, 272	_	_
総株主の議決権	-	86, 272	_

②【自己株式等】

平成20年3月31日現在

所有者の氏名又 は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総数に対する所有 株式数の割合(%)
_	_	_	_	_	_
計	_	_	_	_	_

(8) 【ストック・オプション制度の内容】

①旧商法第280条ノ19及び新事業創出促進法第11条の5第2項の規定に基づく特別決議による新株引受権の状況

決議年月日	平成13年6月27日
付与対象者の区分及び人数(名)	①取締役 1 ②従業員 46(うち執行役員2) ③認定支援者 2
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数(株)	①取締役 50 ②従業員 127 ③認定支援者 20 (注) 2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	500,000 (注)3
新株予約権の行使期間	平成15年8月1日から平成20年7月31日まで
新株予約権の行使の条件	(注) 1
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 1
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	_

- (注) 1. ①のストック・オプションについての行使の条件及び譲渡に関する事項は次のとおりであります。
 - (1)対象者のうち、取締役及び従業員のうちの執行役員並びに認定支援者(子会社の取締役及び従業員)は、会社の株式が店頭市場に登録された後又は会社の株式が日本国内もしくは外国の証券取引所に上場された後1年間を経過した場合に限り、新株引受権を行使することができる。その他の従業員は、店頭登録後又は上場後2年間を経過した場合に限り、新株引受権を行使することができる。
 - (2)対象者のうち、取締役及び従業員(執行役員を含む)は、新株引受権の行使時において、当社の取締役又は従業員であることを要する。また、対象者のうち、認定支援者(子会社の取締役及び従業員)は、新株引受権の行使時において、当社又は子会社の取締役又は従業員であることを要する。
 - (3)前項にかかわらず、対象者のうち取締役及び従業員(執行役員を含む)は、取締役もしくは従業員の地位を喪失した場合であっても、以下の各号に定める事由に基づく場合には本新株引受権を行使することができるものとする。
 - (イ)対象者である取締役が当社定款中の「取締役の任期」に関する定めに基づき退任した場合
 - (ロ)対象者である従業員が就業規則中の「定年」の定めに基づき退職した場合
 - (4)新株引受権の譲渡、質入その他一切の処分は認められないものとする。
 - (5)対象者の相続人は本新株引受権を行使することができないものとする。
 - 2. 株式の数は、株主総会決議時の株式の数を記載しております。事業年度末現在及び提出日の前月末現在の株式の数については、「(2)新株予約権等の状況」をご参照ください。
 - 3. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により発行価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数はこれを切り上げるものとしております。ただし、調整後発行価額が額面を下回る場合、発行価額は額面価額としております。

調整後発行価額=調整前発行価額×-	1
则主及尤门画领—则定用先行画领へ	分割・併合の比率

②旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく特別決議による新株予約権の状況

決議年月日	平成16年6月19日
 付与対象者の区分及び人数(名)	①取締役 3
77,43,61 - 23,000 / (3),(1)	②従業員 52
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数(株)	①取締役 58
(株式の数(株)	②従業員 142 (注) 2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	(注) 3
新株予約権の行使期間	平成18年7月1日から平成23年6月30日まで
新株予約権の行使の条件	(注) 1
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 1
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	_

- (注) 1. ②のストック・オプションについての行使の条件及び譲渡に関する事項は次のとおりであります。
 - (1)新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社の取締役、又は従業員であることを要する。
 - (2)前項にかかわらず、対象者が取締役の地位を喪失した場合であっても、対象者である取締役が当社現行定款 第22条の規定に基づき退任した場合には本新株予約権を行使することができる。
 - (3)新株予約権の割当てを受けた者が死亡した場合は、相続人はこれを行使することができないものとする。
 - (4)その他の条件については、当社と対象取締役及び従業員との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
 - (5)新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。
 - 2. 新株予約権1個につき普通株式1株。ただし、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端株については、これを切捨てるものとする。

調整後株式数=調整前株式数×分割・併合の比率

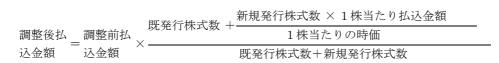
また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、又は当社が新設分割もしくは吸収合併を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

- 3. 新株予約権1個当たりの払込金額は、次により決定される1株当たりの払込金額に前項に定める新株予約権 1個の株式数を乗じた金額とする。
 - 1株当たりの払込金額(以下「払込金額」とする。)は、新株予約権を発行する日の属する月の前月の各日(取引が成立していない日を除く)における大阪証券取引所における当社株式普通取引の終値の平均値(1円未満の端数は切上げ)とする。

ただし、当該金額が新株予約権発行日の終値(取引が成立しない場合はその前日の終値)を下回る場合は、当該終値とする。

なお、新株予約権発行後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により払込金額を調整し、調整による1円未満の端数は切上げる。

また、時価を下回る価額で新株を発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整 し、調整による1円未満の端数は切上げる。



上記の算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式数から当社が保有する普通株式にかかる 自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式 数」に読み替えるものとする。

③旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく特別決議による新株予約権の状況

決議年月日	平成17年6月25日
付与対象者の区分及び人数(名)	①取締役 3 ②従業員 18 ③認定支援者 1
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数(株)	①取締役 3,342 ②従業員 558 ③認定支援者 100 (注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	(注) 3
新株予約権の行使期間	平成19年8月1日から平成24年7月31日まで
新株予約権の行使の条件	(注) 1
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 1
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	_

- (注) 1. ③のストック・オプションについての行使の条件及び譲渡に関する事項は次のとおりであります。
 - (1)新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社の取締役、監査役又は従業員等であることを要する。
 - (2)前項にかかわらず、任期満了により退任した取締役又は監査役についてはこの限りではない。
 - (3)新株予約権の割当てを受けた者が死亡した場合は、相続人はこれを行使することができないものとする。
 - (4)その他の条件については、本株主総会及び取締役会決議に基づき、当社と割当対象者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
 - (5)新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。
 - 2. 新株予約権1個につき普通株式1株。ただし、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端株については、これを切捨てるものとする。

調整後株式数=調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、又は当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

- 3. 新株予約権1個当たりの払込金額は、次により決定される1株当たりの払込金額に前項に定める新株予約権 1個の株式数を乗じた金額とする。
 - 1株当たりの払込金額(以下「払込金額」とする。)は、新株予約権を発行する日の属する月の前月の各日(取引が成立していない日を除く)における大阪証券取引所における当社株式普通取引の終値の平均値(1円未満の端数は切上げ)とする。

ただし、当該金額が新株予約権発行日の終値(取引が成立しない場合はその前日の終値)を下回る場合は、当該終値とする。

なお、新株予約権発行後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により払込金額を調整し、調整による1円未満の端数は切上げる。

調整後払込金額 = 調整前払込金額 × <u>L</u> 分割・併合の比率 また、時価を下回る価額で新株を発行又は自己株式の処分を行う場合(新株引受権及び新株予約権の権利行使 又は自己株式移転の場合を除く)は、次の算式により払込金額を調整し、調整による1円未満の端数は切上げ る。

上記の算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式数から当社が保有する普通株式にかかる 自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式 数」に読み替えるものとする。

さらに、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、又は当社が新設 分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める払込金額の調整を行う。

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 該当事項はありません。

- (1) 【株主総会決議による取得の状況】 該当事項はありません。
- (2) 【取締役会決議による取得の状況】 該当事項はありません。
- (3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】 該当事項はありません。
- (4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】 該当事項はありません。

3【配当政策】

当社は、株主に対する利益還元を経営上の重要な課題の一つと位置付けております。当社では、将来の事業展開に備えた安定的財務体質の確立を最優先課題と認識しており、今後とも一層の内部留保の充実を図ることで企業価値を増大させ、株主の皆様の期待に応えていきたいと考えております。

当社は、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としております。これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。当社は、「当会社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。」旨を定款に定めております。

配当につきましては、各期の経営成績を考慮し決定することといたしますが、現時点における配当の実施時期等につきましては未定であります。なお、当事業年度の配当につきましては、誠に遺憾ながら、無配といたしました。

4 【株価の推移】

(1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第7期	第8期	第9期	第10期	第11期	
決算年月	平成16年3月	平成17年3月	平成18年3月	平成19年3月	平成20年3月	
最高(円)	600, 000	490, 000 □ 94, 800	264, 000	178, 000	133, 000	
最低(円)	62, 200	250, 000 54, 100	58, 200	71, 100	19,600	

- (注)1. 最高・最低株価は、大阪証券取引所へラクレスにおけるものであります。
 - 2. □印は、株式分割による権利落後の最高・最低株価を示しております。

(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成19年10月	11月	12月	平成20年1月	2月	3月	
最高(円)	76, 800	71, 500	60, 000	48, 700	32, 750	39, 450	
最低(円)	57, 000	49, 150	46, 000	29, 810	19,600	25, 550	

(注) 最高・最低株価は、大阪証券取引所ヘラクレスにおけるものであります。

5【役員の状況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役会長		村田利文	昭和31年11月7日生	平成9年4月代表取締役社長 平成17年2月代表取締役会長 平成18年8月取締役会長(現任)	(注)3	7, 692
代表取締役社 長		阪口 克彦	昭和29年8月16日生	平成12年3月当社入社 平成12年4月開発本部執行役員 平成13年10月開発本部担当取締役 平成15年4月R&Dグループ、エンジニアセンタ ー、セールスエンジニアセンタ ー担当取締役 平成16年4月SIPソリューション事業本部、SP P事業本部、営業本部担当取締役 副社長 平成17年2月代表取締役社長(現任)	(注)3	185
取締役	研究開発担当	佐藤 和紀	昭和46年11月11日生	平成12年6月当社入社 平成15年4月エンジニアセンター 東京SPPチーム チームリーダー 平成16年4月 SPP事業本部 東京SPPエンジニアセンター マネージャー 平成17年4月 SPP事業本部 執行役員副本部長 平成17年6月 取締役研究開発担当 平成19年11月 取締役研究開発担当兼BD事業部 部長 平成20年4月 取締役研究開発担当(現任)	(注) 4	10
取締役	財務・管理統 括担当	佐藤 健太郎	昭和45年4月26日生	平成17年7月当社入社 平成17年7月経営企画室マネージャー 平成17年9月執行役員経営企画室室長兼管理 本部本部長 平成19年4月執行役員財務・管理統括担当 平成19年6月当社取締役財務・管理統括担当 (現任)	(注)4	4
取締役 (非常勤)		酒卷 久	昭和15年3月6日生	昭和42年1月キヤノン株式会社入社 平成元年3月同社取締役 平成8年3月同社常務取締役 平成8年3月キヤノン電子株式会社監査役 平成11年3月同社代表取締役社長(現任) 平成17年6月当社取締役(現任)	(注) 4	-
取締役(非常勤)		安田 浩	昭和19年5月18日生	昭和47年4月日本電信電話公社(現日本電信電話株式会社)入社 昭和62年9月日本電信電話株式会社ヒューマンインターフェース研究所画像メディア研究部長 平成4年4月同社企業通信システム本部開発部長 平成7年7月同社理事・情報通信研究所長平成9年4月東京大学先端科学技術研究センター教授 平成10年4月同大学国際・産学共同研究センター教授 平成15年4月同大学国際・産学共同研究センター長教授 平成17年4月同大学国際・産学共同研究センター教授 平成17年4月同大学国際・産学共同研究センター教授 平成17年4月同大学国際・産学共同研究センター教授 平成17年4月同大学国際・産学共同研究センター教授 平成17年4月同大学国際・産学共同研究センター教授 平成19年4月東京電機大学未来科学部教授(現任) 平成19年6月東京大学名誉教授(現任) 平成19年6月当社取締役(現任)	(注) 4	_

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)	
常勤監査役		原恆夫	昭和18年3月22日生	昭和43年7月キヤノン株式会社入社 平成2年1月同社通信システム事業部長 平成7年3月Canon Australia Pty Ltd. 社長 平成11年3月Canon France S.A. 社長 平成14年4月キヤノン電子株式会社技術開発 センター担当役員 平成15年3月同社常務取締役 平成17年3月同社顧問 平成19年2月当社入社 平成19年2月経営企画室顧問 平成19年6月当社常勤監査役(現任)	(注) 5	5	
監査役		髙木 勇三	昭和26年4月8日生	昭和49年4月監査法人中央会計事務所(現みすず監査法人)入所 昭和52年3月公認会計士登録 昭和53年5月税理士登録 昭和60年8月監査法人中央会計事務所社員 昭和63年6月同所代表社員 平成18年10月髙木公認会計士事務所代表(現任) 平成18年10月監査法人五大社員 平成19年2月監査法人五大代表社員(現任) 平成19年6月当社監査役(現任)	(注) 5	_	
監査役		塙 幸久	昭和22年5月11日生	昭和41年4月 偕成証券株式会社(現かざか証券 株式会社)入社 昭和46年11月日研製薬株式会社入社 昭和47年7月いちよし証券株式会社入社 昭和63年7月同社日本橋支店長 平成2年6月同社金融法人部次長 平成4年6月同社事業法人部次長 平成4年6月同社札幌支店長 平成14年9月同社札幌支店長 平成17年9月同社基人資金運用部次長 平成18年11月株式会社プロメディック管理部 部長 平成18年12月同社取締役管理部部長 平成19年6月当社監査役(現任)	(注) 5	_	
計							

- (注)1. 取締役酒巻久及び安田浩は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
 - 2. 監査役髙木勇三及び塙幸久は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
 - 3. 平成20年6月23日開催の定時株主総会の終結の時から2年間
 - 4. 平成19年6月25日開催の定時株主総会の終結の時から2年間
 - 5. 平成19年6月25日開催の定時株主総会の終結の時から4年間

6【コーポレート・ガバナンスの状況】

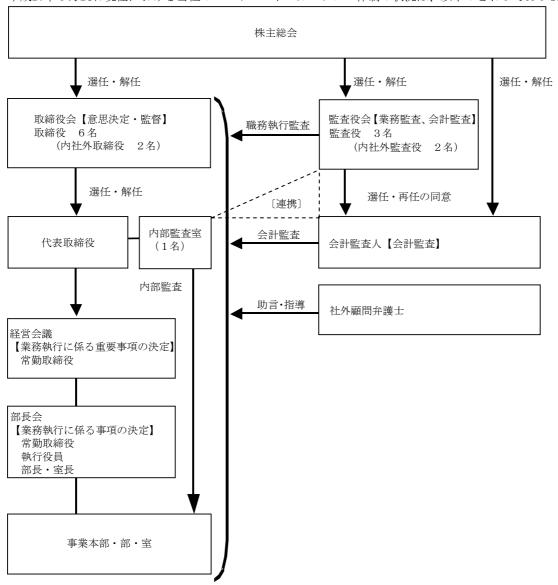
(1)コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、コーポレートガバナンスについて、様々な利害関係者との関係における企業経営の基本的な枠組みのあり方であると考えております。当社の利害関係者である、株主、投資家の皆様をはじめ、お客様、従業員、社会の期待に応え、その利益を極大化することが責務であると考え、当社の業務執行について、その妥当性、適法性を客観的に評価是正できる仕組みを整え、適正な会計等の開示を基本に、企業経営の透明性を高めてまいります。

(2)コーポレート・ガバナンスに関する施策の実施状況

①会社の経営上の意思決定、執行及び監督にかかる経営管理組織その他コーポレート・ガバナンス体制の状況 当社は、企業経営を効果的、効率的に運用するためには「経営の監督」と「業務の執行」を明確にし、権限委譲 と経営の透明性を確保することが重要であると考え、経営の基本方針及び重要事項を決定し、業務の執行を監督す る取締役会と、業務執行の意思決定を行う経営会議とを分離しております。

平成20年6月24日現在における当社のコーポレート・ガバナンス体制の状況は、以下のとおりであります。



1)会社の機関の内容

- ・委員会等設置会社であるか監査役設置会社であるかの別 監査役設置会社であります。
- ・社外取締役・社外監査役の選任の状況 社外取締役は取締役6名中2名、社外監査役は監査役3名中2名であります。
- 各種委員会

設置しておりません。

・社外役員の専従スタッフの配置状況

専従スタッフは配置せず、経営企画室のスタッフが対応しております。

・業務執行・監督の仕組み

月1回の定例取締役会に加え臨時取締役会を適時開催し、経営の基本方針及び重要事項の決定と業務 執行の監督を行っております。

公正に機能させるため、構成員に社外取締役を招聘するとともに、毎回常勤監査役及び社外監査役が 出席し、適正に意見交換を行っております。

原則隔週開催される経営会議においては、委譲された権限の範囲内で、経営理念と行動規範に基づき、適切な業務執行について十分な議論を行い、的確かつ迅速な意思決定を行っております。

2)内部統制システム及びリスク管理体制の整備の状況

業務執行に際して、組織・業務分掌・権限規程を遵守するとともに、各意思決定機関の議事録を法令及び 社内規程、社内ルールに基づき保管することにより、その妥当性、適法性を確保しております。

また、経営企画室において年度行動計画、年度事業予算を厳格に精査することにより、各事業部の収益性並びに事業リスクの管理を行うとともに、各事業部間の相互牽制体制を構築しております。

3)内部監査及び監査役監査、会計監査の状況

会計監査人である監査法人、監査役、内部監査を担当する内部監査室、年間計画、監査結果等の定期的な打ち合わせを行い、相互に連携を高め業務を遂行しております。

• 内部監查

当社では、社長直轄の内部監査室 (1名) において、当社「内部監査規程」に基づき、独立した機能として内部監査業務を実施し、その結果を社長に報告しております。内部監査は、各部署における業務執行の法令、定款及び社内規程等への準拠、業務の適正性と不正過誤の防止等を主たる目的として実施しております。

• 監查役監查

監査役による監査については、監査方針、監査計画、監査方法、監査スケジュール、業務分担等について監査の開始にあたり監査役会で協議のうえ、合議をもって策定し、次のとおり実施しております。

毎月開催される当社の定例及び臨時取締役会に常勤監査役及び社外監査役が出席するとともに、毎月開催される経営企画室/管理部会議に常勤監査役が出席し、意見を述べ、業務の進捗状況について把握しております。

監査役会は毎月定例で開催され、常勤監査役より定例及び臨時取締役会報告及びその他の会社状況について報告し、内容の検討を行い情報を共有化しております。

監査法人による監査については、決算期毎においてその内容の説明、報告を受け、検討を行うと共に、必要に応じて、適宜、監査法人との打合せを開催しております。

公認会計士3名、会計士補等6名

• 会計監査

会計監査については、監査法人トーマツと監査契約を締結しております。

会計監査業務を執行した公認会計士及び補助者の状況は以下のとおりであります。

業務を執行した公認会計士 藤江正祥、鴫原泰貴

所属監査法人

監査業務に係る補助者

- ②会社と会社の社外取締役及び社外監査役の人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係の概要当社と当社の社外取締役及び社外監査役との間には、特別な利害関係はありません。
- ③会社のコーポレート・ガバナンスの充実に向けた取組の最近1年間の実施状況

当社では、コンプライアンスの観点から適宜当社規程の改定を実施すると同時に、会議等を活用した役員及び従業員を対象とした法令等の理解促進のための教育を実施することにより、コンプライアンス意識の向上を図っております。

(3)役員報酬の内容

当事業年度における当社の取締役及び監査役に支払った報酬の内容は次のとおりであります。

役員報酬:

取締役に支払った報酬 54,150千円(社内取締役:52,350千円、社外取締役:1,800千円) 監査役に支払った報酬 6,210千円(社内監査役:3,600千円、社外監査役:2,610千円) なお、平成19年6月25日付で任期満了に伴い退任した監査役3名の当事業年度における報酬 (総額:3,075千円、社内監査役:2,205千円、社外監査役:870千円)は、上記報酬額には含めておりません。

(4)監査報酬の内容

当事業年度に会計監査人である監査法人トーマツに支払った監査報酬等は、次のとおりであります。 公認会計士法(昭和23年法律第103号)第2条第1項に規定する業務に基づく報酬 14,000千円

(5)取締役の定数

当社の取締役は8名以内とする旨定款に定めております。

(6)取締役の選任及び解任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨定款に定めております。

また、解任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、 その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。

(7)株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

(8)株主総会決議事項を取締役会で決議できることとしている事項

①自己株式の取得

当社は、事業環境の変化に対応した機動的な経営を遂行するため、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって市場取引等により自己株式を取得することができる旨定款に定めております。

②中間配当

当社は、株主への機動的な利益還元を行うため、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる旨定款に定めております。

第5【経理の状況】

1. 財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

前事業年度(平成18年4月1日から平成19年3月31日まで)は、改正前の財務諸表等規則に基づき、当事業年度(平成19年4月1日から平成20年3月31日まで)は、改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

なお、当事業年度(平成19年4月1日から平成20年3月31日まで)については、「企業内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令」(平成19年8月15日内閣府令第65号)附則第9条第2項第1号ただし書きにより、改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、証券取引法第193条の2の規定に基づき、前事業年度(平成18年4月1日から平成19年3月31日まで)の財務諸表について、並びに、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当事業年度(平成19年4月1日から平成20年3月31日まで)の財務諸表について、監査法人トーマツにより監査を受けております。

3. 連結財務諸表について

「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年10月大蔵省令第28号)第5条第2項により、当社では、子会社の資産、売上高等から見て、当企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を誤らせない程度に重要性が乏しいものとして、連結財務諸表は作成しておりません。

1【財務諸表等】

- (1) 【財務諸表】
 - ①【貸借対照表】

①【真旧内派衣】		前事業年度 (平成19年3月31日)			当事業年度 (平成20年3月31日)			
区分	注記番号	金額(千円)		構成比 (%)	金額(千円)		構成比 (%)	
(資産の部)								
I 流動資産								
1. 現金及び預金			855, 941			673, 113		
2. 売掛金			381, 063			237, 509		
3. 原材料			_			6, 706		
4. 貯蔵品			722			483		
5. 前払費用			15, 701			13, 187		
6. 短期貸付金			4, 080			3, 740		
7. その他			2, 416			6, 687		
貸倒引当金			△1, 452			△751		
流動資産合計			1, 258, 472	76. 5		940, 676	77.8	
Ⅱ 固定資産								
1. 有形固定資産								
(1)建物		25, 282			25, 282			
減価償却累計額		△7, 561	17, 720		△10, 343	14, 939		
(2)工具器具備品	•	15, 644			13, 664			
減価償却累計額		△8, 267	7, 377		△7, 039	6, 625		
有形固定資産合計	•		25, 097	1. 5		21, 565	1.8	
2. 無形固定資産								
(1)商標権			5, 058			4, 476		
(2)ソフトウエア			123, 400			195, 444		
(3)その他			1, 246			1, 246		
無形固定資産合計			129, 704	7. 9		201, 167	16.6	
3. 投資その他の資産								
(1)投資有価証券			181, 506			_		
(2)出資金			50			50		
(3)長期貸付金			100			31, 738		
(4)株主に対する長期貸 付金			3, 740			_		
(5)差入保証金			46, 097			46, 097		
貸倒引当金			△15			△31, 638		
投資その他の資産合計			231, 478	14. 1		46, 246	3.8	
固定資産合計			386, 280	23. 5		268, 979	22. 2	
資産合計			1, 644, 753	100.0		1, 209, 655	100.0	

		前事業年度 (平成19年3月31日)			〕 (平成		
区分	注記 番号	金額(金額(千円)		金額(千円)		構成比 (%)
(負債の部)							
I 流動負債							
1. 営業未払金			64, 548			21, 437	
2. 未払金			_			11, 825	
3. 短期設備未払金			16, 956			945	
4. 一年以内返済予定の長 期借入金			21, 545			_	
5. 未払費用			7, 567			4, 176	
6. 未払法人税等			9, 640			8, 128	
7. 前受金			4, 339			5, 563	
8. 預り金			5, 698			3, 848	
9. 未払消費税等			20, 096			_	
10. 製品保証引当金			6, 693			3, 767	
11. その他			54			_	
流動負債合計			157, 141	9. 5		59, 692	4. 9
Ⅱ 固定負債							
1. 長期借入金			31, 335			_	
2. 繰延税金負債			2, 714			_	
固定負債合計			34, 049	2. 1		_] -
負債合計			191, 190	11.6		59, 692	4. 9
(純資産の部)							
I 株主資本							
1. 資本金			2, 723, 254	165. 6		2, 742, 915	226. 8
2. 資本剰余金							
(1)資本準備金		2, 505, 414			2, 525, 075		
資本剰余金合計			2, 505, 414	152. 3		2, 525, 075	208. 7
3. 利益剰余金							
(1)その他利益剰余金							
繰越利益剰余金		△3, 779, 108			△4, 118, 027		
利益剰余金合計			△3, 779, 108	△229.8		△4, 118, 027	△340. 4
株主資本合計			1, 449, 559	88. 1		1, 149, 962	95. 1
Ⅱ 評価・換算差額等							
1. その他有価証券評価差 額金			4, 003			_	
評価・換算差額等合計			4, 003	0. 3		_	-
純資産合計			1, 453, 563	88. 4		1, 149, 962	95. 1
負債純資産合計			1, 644, 753	100. 0		1, 209, 655	100.0

②【損益計算書】

②【損益計算書】			(IA	
		前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)			(自 平	当事業年度 ^Z 成19年4月1日 ^Z 成20年3月3日	∃ ∃)
区分	注記 番号	金額(千円)	百分比 (%)	金額(千円)	百分比 (%)
I 売上高			961, 970	100.0		674, 859	100.0
Ⅱ 売上原価							
1. 当期製品製造原価		406, 338	406, 338	42. 2	293, 343	293, 343	43. 5
売上総利益			555, 632	57.8		381, 516	56. 5
Ⅲ 販売費及び一般管理費							
1. 役員報酬		53, 400			57, 435		
2. 給与手当		116, 167			147, 001		
3. 法定福利費		19, 214			24, 637		
4. 旅費交通費		18, 106			26, 863		
5. 支払報酬		36, 983			41, 044		
6. 減価償却費		3, 037			4, 717		
7. 地代家賃		21, 812			21, 812		
8. 賃借料		6, 072			6, 720		
9. 研究開発費	※ 1	96, 929			56, 117		
10. 貸倒引当金繰入額		307			_		
11. 市場開拓費		_			51, 622		
12. その他		137, 507	509, 536	53. 0	115, 663	553, 635	82. 0
営業利益又は 営業損失(△)			46, 095	4.8		△172, 119	△25. 5
IV 営業外収益							
1. 受取利息		461			1, 658		
2. 受取配当金		2			2		
3. その他		195	659	0. 1	353	2, 014	0.3
V 営業外費用							
1. 支払利息		1, 539			506		
2. 株式交付費		368			_		
3. 為替差損		_			1, 189		
4. その他		97	2,004	0.2	92	1, 788	0. 3
経常利益又は 経常損失(△)			44, 750	4. 7		△171, 892	△25. 5

	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)			当事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)		
注記番号	金額(千円)	百分比 (%)	金額(千円)	百分比 (%)
※ 2	- - - 59	_	-	715 1, 350 20, 000 245 31, 638	22, 066	3. 3
	_	59	0.1	154, 788	186, 672	27. 7
		44, 691	4. 6		△336, 498	△49. 9
	2, 420	2, 420	0.2	2, 420	2, 420	0.3
		42, 271	4. 4		△338, 918	△50. 2
	番号	(自 平 注記 番号 金額(一 一 一 ———————————————————————————————	(自 平成18年4月1 平成19年3月31 注記 金額(千円)	(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日) 注記 金額(千円) 百分比 (%)	(自 平成18年4月1日 (自 平 至 平成19年3月31日) (自 平 至 平成19年3月31日) (自 平 至 平成18年4月1日 (自 平 至 平成19年3月31日) (自 平 至 平 (水) 金額(715 1,350 20,000 ※2 59 245 31,638 - 59 0.1 154,788 44,691 4.6 2,420 2,420 0.2 2,420	(自 平成18年4月1日

製造原価明細書

	表也亦[[]] 为神自					
			前事業年度 (自 平成18年4月1 至 平成19年3月3		当事業年度 (自 平成19年4月] 至 平成20年3月3	
	区分	注記番号	金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
I	材料費		20, 069	3. 5	28, 373	5. 3
П	労務費		240, 271	41. 1	264, 583	49. 1
Ш	経費	※ 1	323, 754	55. 4	245, 516	45.6
	当期総製造費用		584, 095	100.0	538, 474	100.0
	他勘定振替高	※ 2	177, 757		245, 130	
	当期製品製造原価		406, 338		293, 343	

(注)

前事業年	度	当事業年度		
(自 平成18年4	4月1日	(自 平成19年	4月1日	
至 平成19年3	3月31日)	至 平成20年	3月31日)	
(原価計算の方法)		(原価計算の方法)		
個別原価計算を採用しておりま	す。	同左		
※1. 経費の主な内訳は次のとお	りであります。	※1. 経費の主な内訳は次のと	おりであります。	
外注加工費	168,420千円	外注加工費	92,696千円	
減価償却費	70, 851	減価償却費	69, 641	
地代家賃	31, 279	地代家賃	31, 279	
旅費交通費	19, 743	旅費交通費	19, 428	
※2. 他勘定振替高の内訳は次の	とおりであります。	※2. 他勘定振替高の内訳は次のとおりであります。		
研究開発費	96,929千円	研究開発費	56,117千円	
ソフトウエア	56, 073	ソフトウエア	134, 785	
市場開拓費	19, 716	市場開拓費	51, 622	
その他	5, 038	その他	2, 606	
合計	177, 757	合計	245, 130	

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

		株主資本					
		資本剰	削余金	利益	剰余金		
	資本金	資本準備金	資本剰余金合計	その他 利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計	株主資本合計	
平成18年3月31日残高(千円)	2, 716, 141	2, 498, 301	2, 498, 301	△3,821,380	△3, 821, 380	1, 393, 061	
事業年度中の変動額							
新株の発行	7, 113	7, 113	7, 113			14, 226	
当期純利益				42, 271	42, 271	42, 271	
株主資本以外の項目の事業年 度中の変動額(純額)							
事業年度中の変動額合計(千円)	7, 113	7, 113	7, 113	42, 271	42, 271	56, 497	
平成19年3月31日残高(千円)	2, 723, 254	2, 505, 414	2, 505, 414	△3, 779, 108	△3, 779, 108	1, 449, 559	

	評価・換		
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額 等合計	純資産合計
平成18年3月31日残高(千円)	_	_	1, 393, 061
事業年度中の変動額			
新株の発行			14, 226
当期純利益			42, 271
株主資本以外の項目の事業年 度中の変動額(純額)	4, 003	4, 003	4, 003
事業年度中の変動額合計(千円)	4, 003	4,003	60, 501
平成19年3月31日残高(千円)	4, 003	4,003	1, 453, 563

当事業年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

	株主資本					
		資本剰	削余金	利益	剰余金	
	資本金			その他利益剰余 金	利益剰余金合計	株主資本合計
			21,1,1,1,1,1,1,1,1,1,1,1,1,1,1,1,1,1,1,	繰越利益剰余金		
平成19年3月31日残高(千円)	2, 723, 254	2, 505, 414	2, 505, 414	△3, 779, 108	△3, 779, 108	1, 449, 559
事業年度中の変動額						
新株の発行	19, 660	19, 660	19, 660			39, 321
当期純損失				△338, 918	△338, 918	△338, 918
株主資本以外の項目の事業年 度中の変動額(純額)						
事業年度中の変動額合計(千円)	19, 660	19, 660	19, 660	△338, 918	△338, 918	△299, 597
平成20年3月31日残高(千円)	2, 742, 915	2, 525, 075	2, 525, 075	△4, 118, 027	△4, 118, 027	1, 149, 962

	評価・換		
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額 等合計	純資産合計
平成19年3月31日残高(千円)	4, 003	4,003	1, 453, 563
事業年度中の変動額			
新株の発行			39, 321
当期純損失			△338, 918
株主資本以外の項目の事業年 度中の変動額(純額)	△4, 003	△4,003	△4, 003
事業年度中の変動額合計(千円)	△4, 003	△4,003	△303, 601
平成20年3月31日残高(千円)	-	-	1, 149, 962

④【キャッシュ・フロー計算書】

(4)【キャッシュ・フロー計	升百】		
		前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
区分	注記 番号	金額(千円)	金額(千円)
I 営業活動による キャッシュ・フロー			
税引前当期純利益又は 税引前当期純損失(△)		44, 691	$\triangle 336,498$
減価償却費		73, 888	74, 359
投資有価証券評価損		_	154, 788
貸倒引当金の増減額 (Δ:減少)		307	30, 922
製品保証引当金の増減額 (△:減少)		6, 693	$\triangle 2,926$
受取利息及び配当金		△463	△1, 660
支払利息		1, 539	506
為替差損益		_	917
株式交付費		368	_
固定資産除却損		59	245
投資有価証券売却益		_	△20,000
売上債権の増減額(△: 増加)		△187, 568	143, 554
たな卸資産の増減額 (△:増加)		576	△6, 467
仕入債務の増減額(△: 減少)		46, 072	$\triangle 43, 110$
未払消費税等の増減額 (△:減少)		19, 466	$\triangle 23,927$
その他		6, 242	8, 443
小計		11, 872	△20, 853
利息及び配当金の受取額		463	1,660
利息の支払額		△1, 404	△578
法人税等の支払額		$\triangle 2,420$	△2, 420
営業活動による キャッシュ・フロー		8, 512	△22, 191

			前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	区分	注記番号	金額(千円)	金額(千円)
П	投資活動による キャッシュ・フロー			
	投資有価証券の取得に よる支出		△154, 788	_
	投資有価証券の売却に よる収入		_	40,000
	有形固定資産の取得に よる支出		\triangle 1, 013	△2, 857
	無形固定資産の取得に よる支出		△76, 346	△155, 652
	貸付けによる支出		_	△32, 418
	貸付金の回収による収 入		4, 080	4, 080
	投資活動による キャッシュ・フロー		△228, 068	△146, 847
Ш	財務活動による キャッシュ・フロー			
	長期借入金の返済によ る支出		$\triangle 40,575$	△52, 880
	株式の発行による収入		13, 843	39, 229
	財務活動による キャッシュ・フロー		△26, 731	△13, 650
IV	現金及び現金同等物に係 る換算差額		4	△137
V	現金及び現金同等物の増 減額(△:減少)		△246, 283	△182, 827
VI	現金及び現金同等物の期 首残高		1, 102, 224	855, 941
VII	現金及び現金同等物の期 末残高	※ 1	855, 941	673, 113

重要な会計万針		
項目	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
1. 有価証券の評価基準及び 評価方法	(1)その他有価証券 時価のないもの 総平均法による原価法 (外貨建その他有価証券は、決算 日直物為替相場により円貨に換算 し、換算差額は評価差額として処 理しております。また評価差額は 全部純資産直入法により処理して おります。)	(1)その他有価証券 時価のないもの 総平均法による原価法
2. たな卸資産の評価基準及び評価方法	(1)商品、原材料 総平均法による原価法 (2)貯蔵品 先入先出法による原価法	(1)原材料 総平均法による原価法 (2)貯蔵品 同左
3. 固定資産の減価償却の方法	(1)有形固定資産 定率法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおり であります。 建物 5年~18年 工具器具備品 5年~8年	(1)有形固定資産 定率法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおり であります。 建物 8年~18年 工具器具備品 5年~8年 (会計方針の変更) 法人税法の改正に伴い、当事業年度 より、平成19年4月1日以降に取得し た有形固定資産について、改正後の法 人税法に基づく減価償却の方法に変更 しております。 これによる営業損失、経常損失及び 税引前当期純損失に与える影響は軽微 であります。
	(2)無形固定資産 定額法を採用しております。 なお、自社利用目的のソフトウエア については、見込利用可能期間(5年以 内)に基づく定額法によっており、販売 目的のソフトウエアについては、見込 販売期間(5年以内)における見込販売 収益に基づく償却額と販売可能な残存 販売期間に基づく均等配分額を比較 し、いずれか大きい額を計上する方法 によっております。	(2)無形固定資産 同左

項目	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
4. 繰延資産の処理方法	株式交付費 発生時に全額費用として処理しております。 (追加情報) 「繰延資産の会計処理に関する当面の 取扱い」(企業会計基準委員会 平成18年 8月11日(実務対応報告第19号))を適用しております。 新株発行費は、当事業年度より株式交付費として表示しております。 なお、これによる損益に与える影響はありません。	
5. 外貨建の資産及び負債の 本邦通貨への換算基準		外貨建金銭債権債務は、決算日の直物 為替相場により円貨に換算し、換算差額 は損益として処理しております。
6. 引当金の計上基準	(1)貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。 (2)製品保証引当金 ソフトウエア等の保証対応により発生する費用の支出に備えるため、実績率により将来の見込額を計上しております。 なお、ソフトウエア等の保証対応によります。 なお、ソフトウエア等の保証対応により発生する費用は従来作業等の保証が見込まれるため、当事業年度におけるといたしました。 これにより、当事業年度における営業利益、経常利益及び税引前当期に、6,693千円それぞれ減少しております。	(1)貸倒引当金 同左 (2)製品保証引当金 ソフトウエア等の保証対応により発 生する費用の支出に備えるため、実績 率により将来の見込額を計上しております。
7. 収益及び費用の計上基準	受託開発に係る売上高については、工 事進行基準を採用しております。	同左
8. リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転する と認められるもの以外のファイナンス・ リース取引については、通常の賃貸借取 引に係る方法に準じた会計処理によって おります。	同左
9. キャッシュ・フロー計算 書における資金の範囲 10. 消費税等の会計処理	手許現金、随時引き出し可能な預金及 び容易に換金可能であり、かつ、価値の 変動について僅少なリスクしか負わない 取得日から3ヶ月以内に償還期限が到来 する短期投資からなっております。 税抜方式によっております。	同左
10. 旧具仍守少云目だ垤	ルルスカンによってやりより。	H1/1.

前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準) 当事業年度より「貸借対照表の純資産の部の表示に関す	
る会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表	
示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準委員会	
平成17年12月9日企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。これによる損益に与える影響はありません。	
従来の資本の部の合計に相当する金額は、1,453,563千 円であります。	
なお、当事業年度における貸借対照表の純資産の部については、財務諸表等規則の改正に伴い、改正後の財務諸表	
等規則により作成しております。	

前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
(貸借対照表) 前事業年度まで流動負債の「その他」に含めて表示して おりました「短期設備未払金」は、当事業年度において、 負債及び純資産の合計額の100分の1を超えたため区分掲 記しました。 なお、前事業年度末の「短期設備未払金」は、1,478千 円であります。	
	(損益計算書) 1. 前事業年度において販売費及び一般管理費の「その他」に含めて表示しておりました「市場開拓費」は、当事業年度において、販売費及び一般管理費の合計額の100分の5を超えたため、また、営業外費用の「その他」に含めて表示しておりました「為替差損」は、当事業年度において、営業外費用の合計額の100分の10を超えたため、それぞれ区分掲記いたしました。なお、前事業年度の「市場開拓費」は19,716千円、「為替差損」は97千円であります。 2. 前事業年度まで区分掲記しておりました「株式交付費」は、当事業年度において、金額的重要性が乏しくなったため、「その他」に含めて表示しております。
	(キャッシュ・フロー計算書) 1. 前事業年度まで「その他」に含めて表示しておりました「為替差損益」は、当事業年度において、金額的重要性が増したため、独立科目として区分掲記しております。 なお、前事業年度の「その他」に含まれる「為替差損益」は△11千円であります。 2. 前事業年度まで区分掲記しておりました「株式交付費」は、当事業年度において、金額的重要性が乏しくなったため、「その他」に含めて表示しております。

注記事項

(損益計算書関係)

前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
※1.一般管理費に含まれる研究開発費	※1.一般管理費に含まれる研究開発費
96,929千円	56,117千円
※2. 固定資産除却損の内訳は次のとおりであります。	※2. 固定資産除却損の内訳は次のとおりであります。
工具器具備品 59千円	工具器具備品 245千円
合計 59	合計 245

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末株式数(株)	当事業年度増加株式数(株)	当事業年度減少株 式数(株)	当事業年度末株式 数(株)
発行済株式				
普通株式	85, 714	158	_	85, 872
合計	85, 714	158	_	85, 872

(注) 普通株式の発行済株式総数の増加は、新株引受権及び新株予約権の行使によるものであります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

		新株予約権 の目的とな	新株予	約権の目的と	なる株式の	数(株)	当事業年度
区分	新株予約権の内訳		前事業年度末	当事業年度 増加	当事業年度 減少	当事業年度末	末残高 (千円)
提出会社	ストック・オプションとして の新株予約権	_	_	_	_	_	_
	合計	_	-	_	_	_	_

当事業年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末株式数(株)	当事業年度増加株式数(株)	当事業年度減少株式数(株)	当事業年度末株式 数(株)
発行済株式				
普通株式	85, 872	400	_	86, 272
合計	85, 872	400	_	86, 272

(注) 普通株式の発行済株式総数の増加は、新株引受権及び新株予約権の行使によるものであります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

		新株予約権 の目的とな	新株予	約権の目的と	なる株式の	数(株)	当事業年度
区分	新株予約権の内訳		前事業年度 末	当事業年度 増加	当事業年度 減少	当事業年度末	末残高 (千円)
提出会社	ストック・オプションとして の新株予約権	-		_	-	_	
	合計	_	_	_	_	_	_

(キャッシュ・フロー計算書関係)

前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
※1. 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表	に掲 ※1. 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲
記されている科目の金額との関係	記されている科目の金額との関係
(平成19年3月31日	現在) (平成20年3月31日現在)
現金及び預金勘定 855,94	千円 現金及び預金勘定 673, 113千円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金 -	預入期間が3ヶ月を超える定期預金 -
現金及び現金同等物 855,94	現金及び現金同等物 673, 113

前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

- 1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引(借主側)
- (1)リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額

	取得価額 相当額 (千円)	減価償却 累計額相 当額 (千円)	期末残高 相当額 (千円)
工具器具備品	8, 518	7, 387	1, 130
ソフトウエア	6, 600	3, 960	2, 640
合計	15, 118	11, 347	3, 770

(2)未経過リース料期末残高相当額等 未経過リース料期末残高相当額

1年内	2,537千円
1年超	1, 399
合計	3, 937

(3)支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額及び支払利息相当額及び減損損失

支払リース料3,201千円減価償却費相当額2,949支払利息相当額161

(4)減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(5)利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

2. オペレーティング・リース取引

未経過リース料

1年内	23, 267	千円
1年超	_	
合計	23 267	

(減損損失について)

リース資産に配分された減損損失はありません。

当事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

- 1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引(借主側)
- (1)リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額

	取得価額 相当額 (千円)	減価償却 累計額相 当額 (千円)	期末残高 相当額 (千円)
工具器具備品	3, 854	3, 854	1
ソフトウエア	6, 600	5, 280	1, 320
合計	10, 454	9, 134	1, 320

(2)未経過リース料期末残高相当額等 未経過リース料期末残高相当額

1年内	1,399千円
1年超	_
合計	1, 399

(3)支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価 償却費相当額及び支払利息相当額及び減損損失

支払リース料2,419千円減価償却費相当額2,283支払利息相当額75

(4)減価償却費相当額の算定方法

同左

(5)利息相当額の算定方法

同左

2.

(減損損失について)

同左

(有価証券関係)

前事業年度(平成19年3月31日現在)

時価評価されていない主な有価証券の内容

区分	貸借対照表計上額(千円)	
(1)その他有価証券		
非上場株式	181, 506	

当事業年度(平成20年3月31日現在)

時価評価されていない主な有価証券の内容

区分	貸借対照表計上額(千円)
(1)その他有価証券	
非上場株式	_

(注) 当事業年度において、有価証券について154,788千円減損処理を行っております。

なお、減損処理にあたっては、直近の状況に基づき検討した結果、当該金額の重要性、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

(デリバティブ取引関係)

前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
当社はデリバティブ取引を全く利用しておりませんの	同左
で、該当事項はありません。	

(退職給付関係)

前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	
当社は中小企業退職共済制度を採用しております。な	当社は中小企業退職共済制度を採用しております。な	
お、当事業年度における退職給付費用は、中小企業退職共	お、当事業年度における退職給付費用は、中小企業退職共	
済掛金5,165千円であります。	済掛金5,767千円であります。	

(ストック・オプション等関係)

前事業年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

1. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1)ストック・オプションの内容

	旧商法第280条ノ19の規定に 基づく新株引受権 (平成12年6月29日定時株主 総会決議)	旧商法第280条ノ19の規定に 基づく新株引受権 (平成12年11月16日臨時株主 総会決議)	旧商法第280条/19及び新事 業創出促進法第11条の5第 2項の規定に基づく新株引 受権 (平成13年6月27日定時株主 総会決議)
付与対象者の区分及び人数	①取締役 4 ②従業員 45 (うち執行役員 1)	①取締役 2 ②従業員 44 (うち執行役員 2)	①取締役 1 ②従業員 46 (うち執行役員 2) ③認定支援者 2
株式の種類別のストック・ オプションの数	普通株式 878株(注1)	普通株式 233株(注1)	普通株式 197株(注1)
付与日	平成12年7月31日	平成12年11月30日	平成13年7月31日
権利確定条件	(注2)	(注2)	(注2)
対象勤務期間	①取締役及び従業員のうち の執行役員 平成12年7月31日から 平成15年9月9日まで ②従業員 平成12年7月31日から 平成16年9月9日まで	①取締役及び従業員のうち の執行役員 平成12年11月30日から 平成15年9月9日まで ②従業員 平成12年11月30日から 平成16年9月9日まで	①取締役、従業員のうちの 執行役員及び認定支援者 平成13年7月31日から 平成15年9月9日まで ②従業員 平成13年7月31日から 平成16年9月9日まで
権利行使期間	平成14年8月1日から 平成19年7月31日まで	平成14年12月1日から 平成19年11月30日まで	平成15年8月1日から 平成20年7月31日まで

	旧商法第280条ノ20及び第 280条ノ21の規定に基づく新 株予約権 (平成16年6月19日定時株主 総会決議)	旧商法第280条ノ20及び第 280条ノ21の規定に基づく新 株予約権 (平成17年6月25日定時株主 総会決議)
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役及び従業員に割当てるものとする。	当社の取締役、監査役及び 従業員並びに当社のコンサ ルタント等に割当てるもの とする。
株式の種類別のストック・ オプションの数	普通株式 200株を上限とす る。(注1)	普通株式 4,000株を上限と する。(注1)
付与日	平成17年3月1日	平成17年9月1日
権利確定条件	(注3)	(注4)
対象勤務期間	平成17年3月1日から 平成18年6月30日まで	平成17年9月1日から 平成19年7月31日まで
権利行使期間	平成18年7月1日から 平成23年6月30日まで	平成19年8月1日から 平成24年7月31日まで

- (注)1. 株式の数は、株主総会決議時の株式の数を記載しております。
 - 2. 権利確定条件は次のとおりであります。
 - 1) 対象者のうち、取締役及び従業員のうちの執行役員並びに認定支援者(子会社の取締役及び従業員)は、会社の株式が店頭市場に登録された後又は会社の株式が日本国内もしくは外国の証券取引所に上場された後1年間を経過した場合に限り、新株引受権を行使することができる。その他の従業員は、店頭登録後又は上場後2年間を経過した場合に限り、新株引受権を行使することができる。

- 2) 対象者のうち、取締役及び従業員(執行役員を含む)は、新株引受権の行使時において、当社の取締役又は 従業員であることを要する。また、対象者のうち、認定支援者(子会社の取締役及び従業員)は、新株引受権の行使時において、当社又は子会社の取締役又は従業員であることを要する。
- 3) 前項に関わらず、対象者のうち取締役及び従業員(執行役員を含む)は、取締役もしくは従業員の地位を喪失した場合であっても、以下の各号に定める事由に基づく場合には本新株引受権を行使することができるものとする。
 - (イ)対象者である取締役が当社定款中の「取締役の任期」に関する定めに基づき退任した場合
 - (ロ)対象者である従業員が就業規則中の「定年」の定めに基づき退職した場合
- 3. 権利確定条件は次のとおりであります。
 - 1) 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社の取締役、又は従業員であることを要する。
 - 2) 前項に関わらず、対象者が取締役の地位を喪失した場合であっても、対象者である取締役が当社現行定款 第22条の規定に基づき退任した場合には本新株予約権を行使することができる。
- 4. 権利確定条件は次のとおりであります。
 - 1) 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社の取締役、監査役又は従業員等であることを要する。
 - 2) 前項に関わらず、任期満了により退任した取締役又は監査役についてはこの限りではない。
- 5. 株式数に換算して記載しております。

(2)ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、 株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

		旧商法第280条ノ19の規定 に基づく新株引受権 (平成12年6月29日定時株 主総会決議)	旧商法第280条ノ19の規定 に基づく新株引受権 (平成12年11月16日臨時株 主総会決議)	旧商法第280条/19及び新事業創出促進法第11条の5第2項の規定に基づく新株引受権(平成13年6月27日定時株主総会決議)
権利確定前	(株)			
前事業年度末		_	_	_
付与		_	_	_
失効		_	_	_
権利確定		_	_	_
未確定残		_	_	_
権利確定後	(株)			
前事業年度末		1, 066	235	292
権利確定		_	_	_
権利行使		40	58	_
失効		12	_	_
未行使残		1, 014	177	292

		旧商法第280条ノ20及び第 280条ノ21の規定に基づく 新株予約権 (平成16年6月19日定時株 主総会決議)	旧商法第280条/20及び第 280条/21の規定に基づく 新株予約権 (平成17年6月25日定時株 主総会決議)
権利確定前	(株)		
前事業年度末		728	3, 992
付与		_	_
失効		8	20
権利確定		720	_
未確定残		_	3, 972
権利確定後	(株)		
前事業年度末		_	_
権利確定		720	_
権利行使		60	_
失効		_	_
未行使残		660	_

② 単価情報

		旧商法第280条ノ19の規定 に基づく新株引受権 (平成12年6月29日定時株 主総会決議)	に基づく新株引受権	旧商法第280条/19及び新 事業創出促進法第11条の 5第2項の規定に基づく 新株引受権 (平成13年6月27日定時株 主総会決議)
権利行使価格	(円)	107, 500	107, 500	125, 000
行使時平均株価	(円)	117, 400	113, 000	-
公正な評価単価(付与日)	(円)	_	_	_

		旧商法第280条ノ20及び第 280条ノ21の規定に基づく 新株予約権 (平成16年6月19日定時株 主総会決議)	旧商法第280条/20及び第 280条/21の規定に基づく 新株予約権 (平成17年6月25日定時株 主総会決議)
権利行使価格	(円)	61, 522	174, 000
行使時平均株価	(円)	112, 733	_
公正な評価単価(付与日)	(円)	_	_

当事業年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

1. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1)ストック・オプションの内容

	旧商法第280条ノ19の規定に 基づく新株引受権 (平成12年6月29日定時株主 総会決議)	旧商法第280条ノ19の規定に 基づく新株引受権 (平成12年11月16日臨時株主 総会決議)	旧商法第280条/19及び新事 業創出促進法第11条の5第 2項の規定に基づく新株引 受権 (平成13年6月27日定時株主 総会決議)
付与対象者の区分及び人数	①取締役 4 ②従業員 45 (うち執行役員 1)	①取締役 2 ②従業員 44 (うち執行役員 2)	①取締役 1 ②従業員 46 (うち執行役員 2) ③認定支援者 2
株式の種類別のストック・ オプションの数	普通株式 878株(注1)	普通株式 233株(注1)	普通株式 197株(注1)
付与日	平成12年7月31日	平成12年11月30日	平成13年7月31日
権利確定条件	(注2)	(注2)	(注2)
対象勤務期間	①取締役及び従業員のうち の執行役員 平成12年7月31日から 平成15年9月9日まで ②従業員 平成12年7月31日から 平成16年9月9日まで	①取締役及び従業員のうち の執行役員 平成12年11月30日から 平成15年9月9日まで ②従業員 平成12年11月30日から 平成16年9月9日まで	①取締役、従業員のうちの 執行役員及び認定支援者 平成13年7月31日から 平成15年9月9日まで ②従業員 平成13年7月31日から 平成16年9月9日まで
権利行使期間	平成14年8月1日から 平成19年7月31日まで	平成14年12月1日から 平成19年11月30日まで	平成15年8月1日から 平成20年7月31日まで

	旧商法第280条ノ20及び第 280条ノ21の規定に基づく新 株予約権 (平成16年6月19日定時株主 総会決議)	旧商法第280条ノ20及び第 280条ノ21の規定に基づく新 株予約権 (平成17年6月25日定時株主 総会決議)
付与対象者の区分及び人数	①取締役 3 ②従業員 52	①取締役 3 ②従業員 18 (うち執行役員 2) ③認定支援者 1
株式の種類別のストック・ オプションの数	普通株式 200株(注1)	普通株式 4,000株(注1)
付与日	平成17年3月1日	平成17年9月1日
権利確定条件	(注3)	(注4)
対象勤務期間	平成17年3月1日から 平成18年6月30日まで	平成17年9月1日から 平成19年7月31日まで
権利行使期間	平成18年7月1日から 平成23年6月30日まで	平成19年8月1日から 平成24年7月31日まで

- (注) 1. 株式の数は、株主総会決議時の株式の数を記載しております。
 - 2. 権利確定条件は次のとおりであります。
 - 1) 対象者のうち、取締役及び従業員のうちの執行役員並びに認定支援者(子会社の取締役及び従業員)は、会社の株式が店頭市場に登録された後又は会社の株式が日本国内もしくは外国の証券取引所に上場された後1年間を経過した場合に限り、新株引受権を行使することができる。その他の従業員は、店頭登録後又は上場後2年間を経過した場合に限り、新株引受権を行使することができる。
 - 2) 対象者のうち、取締役及び従業員(執行役員を含む)は、新株引受権の行使時において、当社の取締役又は

- 従業員であることを要する。また、対象者のうち、認定支援者(子会社の取締役及び従業員)は、新株引受権の 行使時において、当社又は子会社の取締役又は従業員であることを要する。
- 3) 前項に関わらず、対象者のうち取締役及び従業員(執行役員を含む)は、取締役もしくは従業員の地位を喪失した場合であっても、以下の各号に定める事由に基づく場合には本新株引受権を行使することができるものとする。
 - (イ)対象者である取締役が当社定款中の「取締役の任期」に関する定めに基づき退任した場合
 - (ロ)対象者である従業員が就業規則中の「定年」の定めに基づき退職した場合
- 3. 権利確定条件は次のとおりであります。
 - 1) 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社の取締役、又は従業員であることを要する。
 - 2) 前項に関わらず、対象者が取締役の地位を喪失した場合であっても、対象者である取締役が当社現行定款 第22条の規定に基づき退任した場合には本新株予約権を行使することができる。
- 4. 権利確定条件は次のとおりであります。
 - 1) 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社の取締役、監査役又は従業員等であることを要する。
 - 2) 前項に関わらず、任期満了により退任した取締役又は監査役についてはこの限りではない。
- 5. 株式数に換算して記載しております。

(2)ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、 株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

		旧商法第280条ノ19の規定 に基づく新株引受権 (平成12年6月29日定時株 主総会決議)	旧商法第280条ノ19の規定 に基づく新株引受権 (平成12年11月16日臨時株 主総会決議)	旧商法第280条ノ19及び新 事業創出促進法第11条の 5第2項の規定に基づく 新株引受権 (平成13年6月27日定時株 主総会決議)
権利確定前	(株)			
前事業年度末		_	_	_
付与		_	_	_
失効		_	_	_
権利確定		_	_	_
未確定残		_	_	_
権利確定後	(株)			
前事業年度末		1, 014	177	292
権利確定		_	_	_
権利行使		320	_	_
失効		694	177	_
未行使残		_	_	292

		旧商法第280条ノ20及び第 280条ノ21の規定に基づく 新株予約権 (平成16年6月19日定時株 主総会決議)	旧商法第280条ノ20及び第 280条ノ21の規定に基づく 新株予約権 (平成17年6月25日定時株 主総会決議)
権利確定前	(株)		
前事業年度末		_	3, 972
付与		_	_
失効		_	_
権利確定		_	3, 972
未確定残		_	_
権利確定後	(株)		
前事業年度末		660	_
権利確定		_	3, 972
権利行使		80	_
失効		_	_
未行使残		580	3, 972

② 単価情報

		旧商法第280条ノ19の規定 に基づく新株引受権 (平成12年6月29日定時株 主総会決議)	旧商法第280条ノ19の規定 に基づく新株引受権 (平成12年11月16日臨時株 主総会決議)	旧商法第280条/19及び新事業創出促進法第11条の5第2項の規定に基づく新株引受権(平成13年6月27日定時株主総会決議)	
権利行使価格	(円)	107, 500	107, 500	125, 000	
行使時平均株価	(円)	104, 000	_	_	
公正な評価単価(付与日)	(円)	_	-	_	

		旧商法第280条ノ20及び第 280条ノ21の規定に基づく 新株予約権 (平成16年6月19日定時株 主総会決議)	旧商法第280条ノ20及び第 280条ノ21の規定に基づく 新株予約権 (平成17年6月25日定時株 主総会決議)	
権利行使価格	(円)	61, 522	174, 000	
行使時平均株価	(円)	104, 000	_	
公正な評価単価(付与日)	(円)	_	_	

(税効果会計関係)

(祝効朱云計)		T		
前事業年度 (平成19年3月31	日)	当事業年度 (平成20年3月31日)		
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債	の発生の王な原因別	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別		
の内訳		の内訳		
繰延税金資産		繰延税金資産		
ソフトウエア	10,748千円	ソフトウエア	11,288千円	
貸倒損失	97, 300	貸倒引当金	11, 124	
繰越欠損金	707, 614	投資有価証券	62, 534	
その他	8, 513	貸倒損失	97, 300	
繰延税金負債との相殺	△8, 944	繰越欠損金	764, 336	
繰延税金資産小計	815, 232	その他	5, 998	
評価性引当額	△815, 232	繰延税金負債との相殺	△3, 370	
繰延税金資産合計	_	繰延税金資産小計	949, 213	
繰延税金負債		評価性引当額	△949, 213	
進行基準による売上認識差異	△8, 944	繰延税金資産合計	_	
その他有価証券評価差額金	$\triangle 2,714$	繰延税金負債		
繰延税金資産との相殺	8, 944	進行基準による売上認識差異	△3, 370	
繰延税金負債合計	△2, 714	繰延税金資産との相殺	3, 370	
繰延税金資産(負債)の純額	△2, 714	繰延税金負債合計	_	
		繰延税金資産(負債)の純額	_	
2. 法定実効税率と税効果会計適用	後の法人税等の負担	2. 法定実効税率と税効果会計適用	後の法人税等の負担	
率との差異の原因となった主な項	目別の内訳	率との差異の原因となった主な項	目別の内訳	
法定実効税率	40.4%	税引前当期純損失を計上してい	るため、注記を省略	
(調整)		しております。		
交際費等永久に損金に算入さ	0.0			
れない項目	2. 6			
住民税均等割額等	5. 4			
評価性引当減少額	△43. 0			
その他	0.0			
税効果会計適用後の法人税等 の負担率	5. 4			

(持分法損益等)

前事業年度	当事業年度
(自 平成18年4月1日	(自 平成19年4月1日
至 平成19年3月31日)	至 平成20年3月31日)
当社は、持分法を適用する関連会社がありませんので、 該当事項はありません。	同左

(関連当事者との取引)

前事業年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

役員及び個人主要株主等

	会社等 みま 資本金 事業の内容 議		議決権等の	関係	関係内容		取引金額		期末残高		
属性	の名称	住所	(千円)	又は職業	所有(被所 有)割合		事業上の 関係	取引の内容	(千円)	科目	(千円)
役員	村田利文	_	_	当社取締役	(被所有) 直接9.4%	_	_	借入債務に対す る債務被保証及 び担保受入	324, 400	_	_
								リース債務に対 する債務被保証	2, 756	_	_

(注)1. 取引条件及び取引条件の決定方針等

上記債務被保証及び担保受入について、保証料及び提供料の支払は行っておりません。

2. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておりません。

当事業年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

(追加情報)

当事業年度より「関連当事者の開示に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成18年10月17日 企業会計 基準第11号)及び「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 平成18年10月17日 企業会計基準適用指針第13号)を早期適用しております。なお、これにより開示対象となる関連当事者の追加は ありません。

1. 関連当事者との取引

(ア)財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金又 は出資金 (千円)	事業の内容又は職業	議決権等の 所有(被所 有)割合	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	村田利文	_	_	当社取締役	(150/51 147	ストック・オプ ションの行使	ストック・オプ ションの行使	39, 321	_	-

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

ストック・オプションの行使の条件につきましては「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況(8)ストック・オプション制度の内容」に記載のとおりであります。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記 該当事項はありません。

前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)		
1株当たり純資産額	16,927円09銭	1株当たり純資産額	13,329円50銭	
1 株当たり当期純利益金額 潜在株式調整後 1 株当たり当期 純利益金額	492円78銭 490円45銭	1株当たり当期純損失金額 なお、潜在株式調整後1株当たり いては、潜在株式は存在するものの 失であるため、記載しておりません	1株当たり当期純損	

(注)1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額並びに潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定 上の基礎は、以下のとおりであります。

上の基礎は、以下のとおりであります。		
	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
1株当たり当期純利益金額又は1株当たり 当期純損失金額		
当期純利益又は当期純損失(△)(千円)	42, 271	△338, 918
普通株主に帰属しない金額(千円)	_	_
普通株式に係る当期純利益又は当期純損 失(△)(千円)	42, 271	△338, 918
期中平均株式数(株)	85, 781	86, 214
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額		
当期純利益調整額(千円)	_	_
普通株式増加数(株)	407	_
(うち新株引受権(株))	(86)	_
(うち新株予約権(株))	(321)	_
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整 後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	旧商法第280条/19の規定に基づく特別決議による新株引受権1種類(新株引受権の数292株)。 旧商法第280条/20及び第280条/21の規定に基づく特別決議による新株予約権1種類(当社普通株式3,992株)。 なお、これらの概要は「第4提出会社の状況 1 株式等の状況(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	旧商法第280条ノ19の規定に基づく特別決議による新株引受権3種類(新株引受権の数1,163株)。なお、この内、新株引受権2種類(新株引受権の数871株)につきましては、行使期間満了に伴い平成19年7月31日に694株、平成19年11月30日に177株がそれぞれ失効しております。 旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく特別決議による新株予約権2種類(当社普通株式4,552株)。 なお、これらの概要は「第4提出会社の状況 1 株式等の状況(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日) 当事業年度

平成19年6月25日開催の定時株主総会において、会社 法第236条、第238条並びに第239条の規定に基づき、スト ック・オプションとして発行する新株予約権の募集事項 の決定を当社取締役会に委任することを決議いたしまし

(1)新株予約権割当の対象者

当社の取締役、監査役及び従業員

- (2)新株予約権の目的となる株式の種類及び数 当社普通株式590株を上限とする。
- (3)新株予約権の数 590個を上限とする。
- (4)新株予約権と引換えに払い込む金銭 新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものと する。
- (5)新株予約権の行使時の払込金額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、 新株予約権の行使により交付を受けることができる株式 1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に当 該新株予約権に係る付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権を割り当てる日(以下「割当 日」という。)の属する月の前月の各日(取引が成立しな い日を除く。)の大阪証券取引所における当社普通株式 の普通取引の終値(以下「終値」という。)の平均値に 1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。 ただし、その金額が割当日の終値(当日に終値が無い場 合は、それに先立つ直近日の終値)を下回る場合は、割 当日の終値とする。

- (6)新株予約権を行使することができる期間 新株予約権の割当日の翌日から7年以内の範囲で、別 途取締役会において定める。
- (7)その他

ストック・オプション制度の詳細については、「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (8)ストック・オ プション制度の内容」に記載しております。

(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

⑤【附属明細表】

【有価証券明細表】

該当事項はありません。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	前期末残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末 残高 (千円)
有形固定資産							
建物	25, 282	_	_	25, 282	10, 343	2, 781	14, 939
工具器具備品	15, 644	1, 882	3, 862	13, 664	7, 039	2, 396	6, 625
有形固定資産計	40, 927	1, 882	3, 862	38, 947	17, 382	5, 178	21, 565
無形固定資産							
商標権	5, 811	_	_	5, 811	1, 334	581	4, 476
ソフトウエア	403, 451	140, 652	3, 645	540, 458	345, 013	68,608	195, 444
その他	1, 246	_	_	1, 246	_	_	1, 246
無形固定資産計	410, 509	140, 652	3, 645	547, 515	346, 348	69, 189	201, 167

(注) 当期増加額のうち主なものは次のとおりであります。

ソフトウエア 自社開発ソフトウエアSPP07

134,785千円

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

該当事項はありません。

【引当金明細表】

区分	前期末残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	1, 467	32, 390		1, 467	32, 390
製品保証引当金	6, 693	3, 767	1, 575	5, 117	3, 767

(注) 貸倒引当金及び製品保証引当金の「当期減少額(その他)」は、洗替によるものであります。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

①流動資産

イ. 現金及び預金

1. N N	
区分	金額(千円)
現金	831
預金	
当座預金	76
普通預金	672, 205
小計	672, 282
合計	673, 113

口. 売掛金 相手先別内訳

相手先	金額(千円)
株式会社データクラフト	69, 383
株式会社オーネスト	41, 484
株式会社アプリックス	18, 669
日本放送協会	18, 165
株式会社ケイ・オプティコム	17, 253
その他	72, 552
合計	237, 509

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

前期繰越高	当期発生高	当期回収高	次期繰越高	回収率(%)	滞留期間(日)
(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	凹収率(70)	
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{\text{(C)}}{\text{(A)} + \text{(B)}} \times 100$	$ \begin{array}{c} (A) + (D) \\ \hline 2 \\ \hline (B) \\ \hline 366 \end{array} $
381, 063	708, 602	852, 156	237, 509	78. 2	159. 7

(注)当期発生高には消費税等が含まれております。

ハ. 原材料

品名	金額(千円)
納品用資材	6, 315
開発用資材	391
合計	6, 706

ホ. 貯蔵品

品名	金額(千円)	
納品用パッケージ	478	
その他	5	
合計	483	

②流動負債

イ. 営業未払金 相手先別内訳

相手先	金額(千円)
株式会社アンタス	7, 333
サーバー・テクノロジーズ株式会社	5, 334
株式会社テクノマセマティカル	4, 200
株式会社アイソルート	1, 735
日本電気株式会社	1, 508
その他	1, 326
슴計	21, 437

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
株券の種類	1 株券 10株券 100株券
剰余金の配当の基準日	9月30日 3月31日
1 単元の株式数	_
株式の名義書換え	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番4号 住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	大阪市中央区北浜四丁目 5 番33号 住友信託銀行株式会社
取次所	住友信託銀行株式会社 本店及び全国各支店
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	無料
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし、事故その他のやむを得ない事由により電子 公告をすることができないときは、日本経済新聞に掲載する。 公告掲載URL http://www.softfront.co.jp/
株主に対する特典	該当事項はありません。

第7【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社には金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1)有価証券報告書及びその添付書類

事業年度(第10期)(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)平成19年6月25日北海道財務局長に提出。

(2)有価証券報告書の訂正報告書

平成19年7月20日北海道財務局長に提出。

事業年度(第10期)(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)の有価証券報告書に係る訂正報告書であります。

(3)有価証券報告書の訂正報告書

平成19年8月24日北海道財務局長に提出。

事業年度(第10期)(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)の有価証券報告書に係る訂正報告書であります。

(4)半期報告書

(第11期中)(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)平成19年12月21日北海道財務局長に提出。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成19年6月25日

株式会社ソフトフロント

取締役会 御中

監査法人トーマツ

指定社員 公認会計士 藤江 正祥 印 業務執行社員

指定社員 公認会計士 山本 剛司 印 業務執行社員

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ソフトフロントの平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第10期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社 ソフトフロントの平成19年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、平成19年6月25日開催の定時株主総会において、ストックオプションとしての新株予約権を発行する件について決議を行っている。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

⁽注)上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途 保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成20年6月23日

株式会社ソフトフロント

取締役会 御中

監査法人トーマツ

指定社員 公認会計士 藤江 正祥 印 業務執行社員

指定社員 公認会計士 鴫原 泰貴 印 業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ソフトフロントの平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第11期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社 ソフトフロントの平成20年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

⁽注)上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途 保管しております。